

東京法學院大學
日本大學

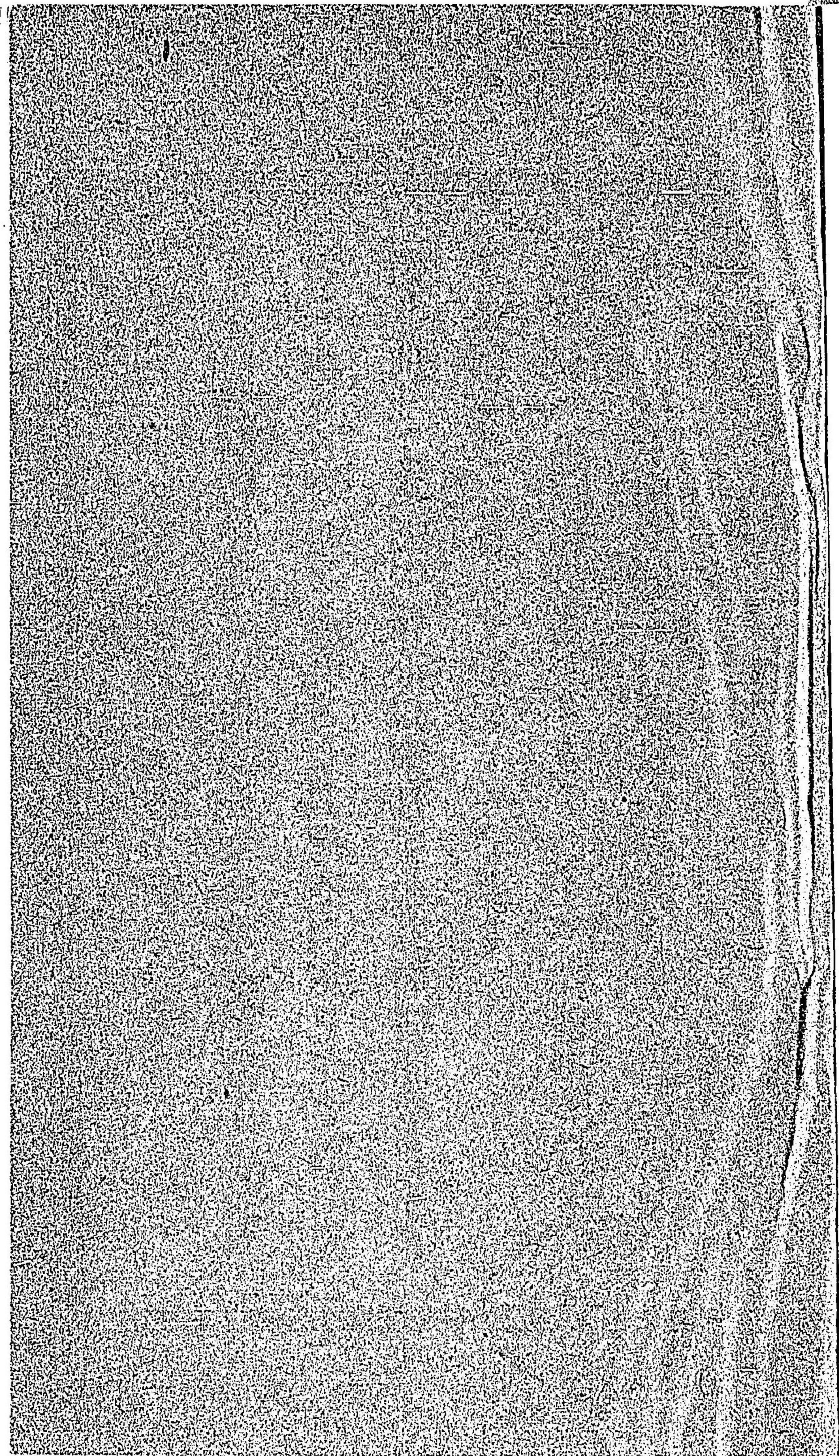
卒業 岩崎祖堂先生



實用
早わかり

刑法解釋

大阪 井上一書堂發行





言

凡そ法律規則を知るは國民の義務なり、就中刑法
如きは刑罰に關するものとして、特に至當の
意を施し、苟くも違反なきを要す。

然り而して本法の發布以來諸他の註釋書瀕々として
梓に上る、然れども其多くは學理に走りて實際に乏
しく、註釋書を読むも尙ほ全く文章を解釋する能は
ざるは、吾人の大に遺憾とする所あらずや。

28 2 15
内交

著者深く茲に鑑み、學理と實際とを調和し、加ふるに平易なる文章を以て、何人にも能く解得するの方向を取れり、若し夫れ本書を讀まば、刑法上の意義忽ちにして氷解すべく、以て幾多の便宜を得んことを著者信じて疑を容れず。

明治三十八年旅順陥落の日

著者識

刑法目錄

第一編 總則

第一章	法例	一
第二章	刑例	一
第一節	刑名	一
第二節	主刑處分	三
第三節	附加刑處分	四
第四節	徵償處分	六
第五節	刑期計算	七
第六節	假出獄	八
第七節	期滿免除	八
第八節	復權	九
第三章	加減例	九
第四章	不論罪及ヒ減輕	二
第一節	不論罪及ヒ宥恕減輕	二
第二節	自首減輕	三
第三節	酌量減輕	三
第五章	再犯加重	三

第六章 加減順序

第七章	數罪俱發	四
第八章	數人共犯	五
第一節	正犯	五
第二節	從犯	五
第九章	未遂犯罪	六
第十章	親屬例	六
第二編	公益ニ關スル重罪輕罪	七
第一章	皇室ニ對スル罪	七
第二章	國事ニ關スル罪	八
第一節	内亂ニ關スル罪	八
第二節	外患ニ關スル罪	九
第三章	靜謐ヲ害スル罪	二〇
第一節	兇徒聚衆ノ罪	二〇
第二節	官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	二二

第三節 因徒逃走ノ罪及ヒ罪
八ヲ藏匿スル罪……………三二
附加刑ノ執行遁ル、
罪……………三三

第四節 罪……………三三

第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ
製造シ及ヒ所有スル罪三
往來通信ヲ妨害スル罪三
人ノ住所ヲ侵スル罪……………三四
官ノ封印ヲ破棄スル罪……………三四
公務ヲ行フヲ拒ム罪……………三五

第六章 信用ヲ害スル罪……………三六

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪……………三六
第二節 官印ヲ偽造スル罪……………三七
第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪……………三八
第四節 私印私書ヲ偽造スル罪……………三九
第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證
書ヲ偽造スル罪……………三九
第六節 偽證ノ罪……………四〇
第七節 度量衡ヲ偽造スル罪……………四一
第八節 身分ヲ詐稱スル罪……………四二

第九節 公選ノ投票ヲ偽造ス
ル罪……………四三

第五章 健康ヲ害スル罪……………四三

第一節 阿片煙ニ關スル罪……………四三
飲料ノ淨水ヲ汚穢ス
ル罪……………四四

第三節 傳染病豫防規則ニ關
スル罪……………四四

第四節 危害品及ヒ健康ヲ害
スヘキ物品製造ノ規
則ニ關スル罪……………四四

第五節 健康ヲ害スヘキ飲食
物及ヒ藥劑ヲ販賣ス
ル罪……………四五

第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪……………四五

第六章 風俗ヲ害スル罪……………四六

第七章 死屍ヲ毀棄シ及
ヒ墳墓ヲ發掘ス
ル罪……………四七

第八章 商業及ヒ農工ノ
業ヲ妨害スル罪……………四七

第九章 官吏瀆職ノ罪……………四七

第一節 官吏ニ利益ヲ害スル罪……………四七
第二節 官吏人民ニ對スル罪……………四八
第三節 官吏財産ニ對スル罪……………四八

第三編 身體財産ニ對スル
重罪輕罪

第一章 身體ニ對スル罪……………四八

第一節 謀殺故殺ノ罪……………四八
第二節 毆打創傷ノ罪……………四九
第三節 殺傷ニ關スル宥恕及
ヒ不論罪……………四九

第四節 過失殺傷ノ罪……………五〇
第五節 自殺ニ關スル罪……………五〇
第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪……………五一
第七節 脅迫ノ罪……………五一
第八節 墮胎ノ罪……………五二
第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺
棄スル罪……………五二
第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪……………五三

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪……………四七

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪……………四七

第十三節 祖父母父母ニ對ス
ル罪……………四八

第二章 財産ニ對スル罪……………四九

第一節 竊盜ノ罪……………四九
第二節 強盜ノ罪……………五〇
第三節 遺失物埋藏物ニ關ス
ル罪……………五〇

第四節 家資分散ニ關スル罪……………五一
第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受
寄財物ニ關スル罪……………五一

第六節 贓物ニ關スル罪……………五一
第七節 放火失火ノ罪……………五二
第八節 決水ノ罪……………五三
第九節 船舶ヲ覆没スル罪……………五三
第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ
動植物ヲ害スル罪……………五三

第四編 違警罪

刑法目錄終

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡法律ニ於テ罰ス可キ罪別テ三種ト爲ス

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所爲ト雖モ之ヲ罰スルヲ得ス

第三條 法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスヲ得ス

第四條 若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サル者ハ新舊ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ處斷ス

第五條 此刑法ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ論ス可キ者ニ適用スルヲ得ス

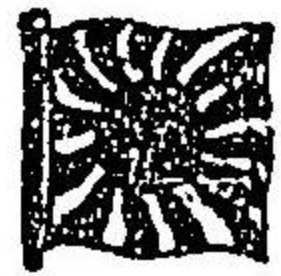
第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑ハ主刑及ヒ附加刑ト爲ス

主刑ハ之ヲ宣告ス

附加刑ハ法律ニ於テ其宣告スル者ト宣告セサル者トヲ定ム



第七條 左ニ記載シタル者ヲ以テ重罪ノ主刑ト爲ス

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 無期流刑

五 有期流刑

六 重懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

第八條 左ニ記載シタル者ヲ以テ輕罪ノ主刑ト爲ス

一 重禁錮

二 輕禁錮

三 罰金

第九條 左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト爲ス

一 拘留

二 科料

第十條 左ニ記載シタル者ヲ以テ附加刑ト爲ス

一 剝奪公權

二 停止公權

三 禁治產

四 監視
五 罰金
六 沒收

第十一條 刑ヲ執行シ及犯人ヲ檢束スル方法細目ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第二節 主刑處分

第十二條 死刑ハ絞首ス但規則ニ定ムル所ノ官吏臨檢シ獄内ニ於テ之ヲ行フ

第十三條 死刑ハ司法卿ノ命令アルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十四條 大祀令節國祭ノ日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

第十五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ナル時ハ其執行ヲ停メ分娩後一百日ヲ經ルニ非サレハ刑ヲ行ハス

第十六條 死刑ノ遺骸ハ親屬故舊請フ者アレハ之ヲ下付ス但式ヲ用ヒテ葬ルコトヲ許サス

第十七條 徒刑ハ無期期有テ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス

有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト爲ス

第十八條 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内地ノ懲役場ニ於テ定役ニ服ス

第十九條 徒刑ノ囚六十歳ニ滿ル者ハ通常ノ定役ヲ免シ其體力相當ノ定役ニ服ス

第二十條 流刑ハ無期有期ヲ分タス島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ服セス

有期流刑ハ十二年以上十五年以下ト爲ス

第二十一條 無期流刑ノ囚五年ヲ經過スレハ行政ノ處分ヲ以テ幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限リ居住セシムルコトヲ得

有期流刑ノ囚三年ヲ經過スル者亦同シ

第二十二條 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ滿ル者ハ第十九條ノ例ニ從

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下ト爲ス

第二十三條 禁獄ハ内地ノ獄ニ入レ定役ニ服セス

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下ト爲ス

第二十四條 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ輕禁錮ハ定役ニ服セス

禁錮ハ重輕ヲ分タス十一日以上五年以下ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

第二十五條 定役ニ服スル囚人ノ工錢ハ監獄ノ規則ニ從ヒ其幾分ヲ獄舎ノ費用ニ供シ其幾

分ヲ囚人ニ給與ス但現役百日以内ハ給與ノ限ニ在ラス

第二十六條 罰金ハ二圓以上ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其多寡ヲ區別ス

第二十七條 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ限内納完セサル者ハ一圓ヲ

一日ニ折算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其一圓ニ滿サル者ト雖モ仍一日ニ計算ス

罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用ヒス檢察官ノ求ニ因リ裁判官之ヲ命ス但禁錮ノ期

限ハ二年ニ過クルコトヲ得ス

若シ禁錮限内罰金ヲ納メタル時ハ其經過シタル日數ヲ扣除シ禁錮ヲ免ス親屬其他ノ者

代テ罰金ヲ納メタル時亦同シ

第二十八條 拘留ハ拘留所ニ留置シ定役ニ服セス其刑期ハ一日以上十日以下ト爲シ仍ホ各

本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

第二十九條 科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其多寡ヲ區別ス

第三十條 科料ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ納完セシム若シ限内納完セサル者ハ第二十

七條ノ例ニ照シ之ヲ拘留ニ換フ

第三節

附加刑處分

第三十一條 剝奪公權ハ左ノ權ヲ剝奪ス

一 國民ノ特權

二 官吏ト爲ルノ權

三 勳章年金位貴號恩給ヲ有スルノ權

四 外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權

五 兵籍ニ入ルノ權

六 裁判所ニ於テ證人ト爲ルノ權但單ニ事實ヲ陳述スルハ此限ニ在ラス

七 後見人ト爲ルノ權但親屬ノ許可ヲ得テ子孫ノ爲メニスルハ此限ニ在ス

八 分散者ノ管財人ト爲リ又ハ會社及ビ共有財産ヲ管理スルノ權

九 學校長及ビ教師學監ト爲ルノ權

第三十二條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終身公權ヲ剝奪ス

第三十三條 禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ及ヒ其刑期間公

權ヲ行フコトヲ停止ス

第三十四條 輕罪ノ刑ニ於テ監視ニ付シタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス監視ノ期限間公權行フ

コトヲ停止ス

主刑ヲ免シテ止テ監視ニ付シタル者亦同シ

第三十五條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス其主刑ノ終ルマテ自ラ財産ヲ

治ムルコトヲ禁ス

第三十六條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル時ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スル

コトヲ得

第三十七條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス各本刑ノ短期三分ノ一ニ等

キ時間監視ニ付ス

第三十八條 輕罪ノ刑ニ附加スル監視ハ之ヲ宣告ス但各本條ニ記載スルノ外監視ニ付スル

コトヲ得ス

第三十九條 死刑及ヒ無期刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス五年間監視ニ付ス

第四十條 監視ノ期限ハ主刑ノ終リタル日ヨリ起算ス主刑ノ期滿免除ヲ得タル時ハ其捕

ニ就キタル日ヨリ起算ス

若シ主刑ヲ免シテ止タ監視ニ付シタル時ハ其裁判確定ノ日ヨリ起算ス

第四十一條 監視ニ付セラレタル者其情狀ニ因リ行政ノ處分ヲ以テ假ニ監視ヲ免スルコト

ヲ得

第四十二條 附加ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ一月内ニ納完セサル時ハ第二十七條ノ例ニ照シ

輕禁錮ニ換ヘ主刑滿限ノ後之ヲ執行ス

第四十三條 左ニ記載シタル物件ハ宣告シテ官ニ沒收ス但法律規則ニ於テ別ニ沒收ノ例ヲ

定メタル者ハ各其法律規則ニ從フ

一 法律ニ於テ禁錮シタル物件

二 犯罪ノ用ニ供シタル物件

三 犯罪ニ因テ得タル物件

第四十四條 法律ニ於テ禁錮シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス犯罪ノ用ニ供シ

及ヒ犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ所有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ沒收スルコト

ヲ得ス

第四節 徵價處分

第四十五條 刑事ノ裁判費用ハ其全部又ハ幾分ヲ犯人ニ科ス但其費用ノ額ハ別ニ規則ヲ以

テ之ヲ定ム

第四十六條 犯人刑ニ處セラレ又ハ放免セラレタルト雖モ被害者ノ請求ニ對シ贓物ノ還給損

害ノ賠償ヲ免カルコトヲ得ス

第四十七條 數人共犯ニ係ル裁判費用贓物ノ還給損害ノ賠償ハ共犯人ヲシテ之ヲ連帶セシ

ム

第四十八條 裁判費用贓物ノ還給損害ノ賠償ハ被害者ノ請求ニ因リ刑事裁判所ニ於テ之ヲ

審判スルコトヲ得若シ贓物犯人ノ手コアル時ハ請求ナシト雖モ直チニ之ヲ被害者ニ還付

ス

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期ヲ計算スルニ一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ

以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第五十條 刑ハ裁判確定シタル後ニ非ヤレハ之ヲ執行スルコトヲ得ス

受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セス

第五十一條 刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス若シ上訴ヲ爲シタル者ハ左ノ例ニ從フ

一 犯人自ラ上訴シテ其上訴正當ナル時ハ前判宣告ノ日ヨリ起算ス若シ其上訴不當ナル

時ハ後判宣告ノ日ヨリ起算ス

二 檢察官ノ上訴ニ係ル者ハ其上訴正當ナルト否トヲ分タス前判宣告ノ日ヨリ起算ス

三 上訴中保釋ヲ得又ハ責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

第五十二條 刑期限内逃走シ再ヒ捕ニ就キタル者ハ其逃走ノ日數ヲ除キ前後受刑ノ日ヲ計

算ス

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者獄則テ謹守シ悛改ノ狀アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ經過スルノ後行政ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過スルノ後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ外假出獄ノ例ヲ用ヒス

第五十四條 徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サルハト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

第五十五條 假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

第五十六條 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

第五十七條 刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ假出獄ヲ許サス

第七節 滿期免除

第五十八條 刑ノ執行ヲ遁レタル者法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因テ期滿免除ヲ得

第五十九條 主刑ハ左ノ年限ニ從テ期滿免除ヲ得

一 死刑ハ三十年

二 無期徒刑ハ二十五年

三 有期徒刑ハ二十年

四 重懲役重禁獄ハ十五年

五 輕懲役輕禁獄ハ十年

六 禁錮罰金ハ七年

七 拘留科料ハ一年

第六十條 剝奪公權停止公權及ヒ監視ハ期滿免除ヲ得ス

附加ノ罰金ハ主刑ト共ニ期滿免除ヲ得

第六十一條 期滿免除ハ刑ノ執行ヲ遁レタル日ヨリ起算ス若シ捕ニ就キ再ヒ逃走シタル時ハ其逃走ノ日ヨリ起算シ闕席裁判ニ係ル時ハ其宣告ノ日ヨリ起算ス

第六十二條 刑ノ執行ヲ遁レタル者ニ對シ逮捕ヲ命ジタル時ハ最終ノ令狀ヲ出シタル日ヨリ期滿免除ヲ起算ス

第八節 復權

第六十三條 公權ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルコトヲ得

主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直チニ復權ヲ得特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ復權ヲ得ス

第六十五條 復權ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得可カラス

第六十六條 法律ニ於テ刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ後ノ數條ニ記載シタル例ニ照シテ加減ス

但加ヘテ死刑ニ入ルコトヲ得ス

第六十七條 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死 刑

第三章 加減例

第六十六條 法律ニ於テ刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ後ノ數條ニ記載シタル例ニ照シテ加減ス

但加ヘテ死刑ニ入ルコトヲ得ス

第六十七條 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

一 死 刑

- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 輕懲役
- 第六十八條 國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス
- 一 死刑
- 二 無期流刑
- 三 有期流刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス

第七十條 禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本條ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト爲シ其加重ス可キ時ハ亦四分ノ一ヲ加フルヲ以テ一等ト爲ス

第七十一條 禁錮ヲ減盡シタル時ハ拘留ニ處シ罰金ヲ減盡シタル時ハ科料ニ處ス禁錮罰金ヲ減シテ其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下ニ及フ時ハ亦拘留科料ニ處スルコトヲ得

第七十二條 拘留科料ニ該ル者加減ス可キ時ハ禁錮罰金ノ例ニ照シテ其四分ノ一ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス

一日以下ニ降スコトヲ得ス科料ハ加ヘテ二圓四十錢ニ至ルコトヲ得減シテ五錢以下ニ降スコトヲ得ス

第七十三條 禁錮拘留ヲ加減スルニ因テ其期限ニ零數ヲ生シ一日ニ滿サル時ハ之ヲ除棄ス

第四章 不論罪及減輕

第一節 不論罪及宥恕減輕

第七十五條 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非サルノ所爲ハ其罪ヲ論セス
 天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己若クハ親屬ノ身體ヲ防衛スルニ出タル所爲亦同シ

第七十六條 本屬長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタル者ハ其罪ヲ論セス

第七十七條 罪ヲ犯ス意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論セス但法律規則ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニ在ラス

罪ト爲ル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セス
 罪本重カル可クシテ犯ス時知ラサル者ハ其重キニ從テ論スルコトヲ得ス
 法律規則ヲ知ラサルヲ以テ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ス

第七十八條 罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セサル者ハ其罪ヲ論セス

第七十九條 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十條 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所爲是非ヲ辨別シタルト否トナ

審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十一條 罪ヲ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

第八十二條 瘡腫者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第八十三條 違警罪ハ滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ト雖モ其罰ヲ宥恕スルコトヲ得ハ滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス十二歳ニ滿サル者及ヒ瘡腫者ハ其罪ヲ論セス

第八十四條 此節ニ記載スルノ外特別ノ不論罪宥恕減輕ハ各本條ニ於テ之ヲ記載ス

第八十五條 罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ニ一等ヲ減ス但謀殺故殺ニ係ル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス

第八十六條 財産ニ對スル罪ヲ犯シタル者自首シテ其贓物ヲ還給シ損害ヲ賠償シタル時ハ自首減輕等ノ外仍ホ本刑ニ二等ヲ減ス其全部ヲ還償セスト雖モ半數以上ヲ還償シタル時ハ一等ヲ減ス

第八十七條 財産ニ對スル罪ヲ犯シ被害者ニ首服シタル者ハ官ニ自首スルト同ノ前二條ノ例ニ照シテ處斷ス

第八十八條 此節ニ記載スルノ外本條別ニ自首ノ例ヲ掲ケタル者ハ各其本條ニ從フ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得

第九十條 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第五章 再犯加重

第九十一條 先ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯重罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

第九十二條 先ニ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯輕罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

第九十三條 先ニ違警罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯違警罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ但一年内再ヒ其違警罪裁判所ノ管轄地内ニ於テ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十四條 再犯加重ハ初犯ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ論スルコトヲ得ス

第九十五條 刑期限内再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑ヲ宣告シタル時ハ先ツ其定役ニ服ス可キ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者ヲ後ニス若シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ共ニ定役ニ服セサル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キ者ヲ執行ス罰金科料ニ該ル者ハ順序ニ拘ハラス各之ヲ徴收ス

第九十六條 陸海軍裁判所ニ於テ判決ヲ經タル者再ヒ重罪輕罪ヲ犯シタル時ハ初犯ノ非常律ニ從ヒ所斷シタル者ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十七條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ再ヒ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第九十八條 三犯以上ノ者ト雖モ其加重ノ法ハ再犯ノ例ニ同シ

第六章 加減順序

第九十九條 犯罪ノ情狀ニ因リ總則ニ照シ同時ニ本刑ヲ加重減輕ス可キ時ハ左ノ順序ニ從テ其刑名ヲ定ム但從犯及ヒ未遂犯罪ノ減輕其他各本條ニ記載スル特別ノ加重減輕ハ其加減シタル者ヲ以テ本刑ト爲ス

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕
- 四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從ツテ處斷ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト爲シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト爲ス輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從テ處斷ス

第一百一條 違警罪ニ罪以上俱ニ發シタル時ハ各其刑ヲ科ス若シ重罪又ハ輕罪ト俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從フ

第一百二條 一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發シ其輕ク若クハ等シキ者ハ之ヲ論セス其重キ者ハ更ニ之ヲ論シ前發ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス但前發ノ刑罰金科料ニ該リ已ニ納完シタル者ハ第二十七條ノ例ニ照シ折算シテ後發ノ刑期ニ通算ス

若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セザル罪再犯ノ罪ト俱ニ發シタル者ハ其再犯ト比較シ一ノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算セス

第一百三條 數罪俱ニ發シ一ノ重キニ從フ時ト雖モ其沒收及ヒ徵償ノ處分ハ各本法ニ從フ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第一百四條 二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯ト爲シ各自ニ其刑ヲ科ス

第一百五條 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者ハ亦正犯ト爲ス

第一百六條 正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重ス可キ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及ホスコトヲ得ス

第一百七條 犯人ノ多數ニ因リ刑ヲ加重ス可キ時ハ教唆者ヲ算入シテ多數ト爲スコトヲ得ス
第一百八條 事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ當リ犯人教唆ニ乘シ其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者ノ指示シタル所ト殊ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ處斷ス

- 一 所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止タ其指定シタル罪ニ從刑ヲ科ス
- 二 所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從テ刑ヲ科ス

第二節 從犯

第一百九條 重罪輕罪ヲ犯スコトヲ知テ器具ヲ給與シ又ハ誘導指示シ其他豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ從犯ト爲シ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ス但止犯現ニ行フ所ノ罪從犯ノ知ル所ヨリ重キ時ハ止タ其知ル所ノ罪ニ照シ一等ヲ減ス
第一百十條 身分ニ因リ刑ヲ加重ス可キ者從犯ト爲ル時ハ其重キニ從テ一等ヲ減ス

正犯ノ身分ニ因リ刑ヲ減免ス可キ時ト雖モ從犯ノ刑ハ其ノ輕キニ從テ減免スルコトヲ得ス

第九章 未遂犯罪

第一百一十一條 罪ヲ犯サントシテ謀リ又ハ其豫備ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル者ハ本條別ニ刑名ヲ記載スルニ非サレハ其刑ヲ科セス

第一百一十二條 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ升錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第一百一十三條 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ本條別ニ記載スルニ非サレハ前條ノ例ニ照シテ處斷スルコトヲ得ス

違警罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ其罪ヲ論セス

第十章 親屬例

第一百四十四條 此刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ云フ

- 一 祖父母父母夫妻
- 二 子孫及ヒ其配偶者
- 三 兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 四 兄弟姉妹ノ子及ヒ其配偶者
- 五 父母ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 六 父母ノ兄弟姉妹ノ子

- 七 配偶者ノ祖父母父母
- 八 配偶者ノ兄弟姉妹及ヒ其配偶者
- 九 配偶者ノ兄弟姉妹ノ子
- 十 配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹
- 第一百五十五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母外祖父母同シ父母ト稱スルハ繼父母嫡母同シ子孫ト稱スルハ庶子曾玄孫外孫同シ兄弟姉妹ト稱スルハ異父異母ノ兄弟姉妹ニ同シ養子其養家ニ於ケル親屬ノ例ハ實子ニ同シ

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第一百十六條 天皇三后皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第一百十七條 天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ

二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

皇陵ニ對シ不敬ノ所爲アル者亦同シ

第一百十八條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス其危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期

徒刑ニ處ス

第一百十九條 皇族ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百

圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第一百二十條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ

付ス

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

第二百一十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的ト爲シ内亂ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期流刑ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁獄ニ處シ其情輕キ者ハ輕禁獄ニ處ス

四 教唆ニ乘シテ附和隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二百一十二條 内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ内亂ヲ起シタル者ノ刑ニ同シ

第二百一十三條 政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ學ルニ至ラスト雖モ内亂ト同ク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

第二百一十四條 前三條ノ罪ハ未遂犯罪ノ時ニ於テ乃チ本刑ヲ科ス

第二百一十五條 兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備ヲ爲シタル者ハ第二百一十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

第二百一十六條 内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

第二百一十七條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

第二百一十八條 内亂ノ情ヲ知テ犯人ニ集會所ヲ給與シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二百一十九條 内亂ニ乘シテ人ノ身體財産ニ對シ内亂ノ目的ニ關セサル重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第二百二十條 外患ニ關スル罪

第二百二十一條 外國ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛シテ敵兵ニ附屬シタル者ハ死刑ニ處ス

第二百二十二條 交戰中敵兵ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ本國及ヒ同盟國ノ都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

第二百二十三條 本國及ヒ同盟國ノ軍情機密ヲ敵國ニ漏泄シ若クハ兵隊屯集ノ要地又ハ道路ノ險夷ヲ敵國ニ通知シタル者ハ無期流刑ニ處ス敵國ノ間諜ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若クハ之ヲ藏匿シタル者亦同シ

第二百二十四條 陸海軍ヨリ委任ヲ受ケ物品ヲ供給シ及ヒ工作ヲ爲ス者交戰ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺ヲ收受シテ命令ニ違背シ軍備ノ缺乏ヲ致シタル時ハ有期流刑ニ處ス

第二百二十五條 外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開キタル者ハ有期流刑ニ處ス其豫備ニ止ル物ハ一等又ハ二等ヲ減ス

第二百二十六條 外國交戰ノ際本國ニ於テ局外中立ヲ布告シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十七條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第一節 兇徒聚衆ノ罪

第三百三十六條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十七條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ處ス其嘯聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シタル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツ者ヲ死刑ニ處ス
首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ

第三百三十九條 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメタル者ハ亦同シ

第三百四十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス
第三百四十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月

以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

第三百四十二條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス
第三百四十三條 已決ノ囚徒逃走ノ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論セス其刑期限内再ヒ逃走シタル者ハ再犯ヲ以テ論ス

第三百四十四條 未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第三百四十二條ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發ノ例ニ照シテ處斷ス
第三百四十五條 囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第三百四十二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加

第三百四十六條 囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス囚徒ノ逃走ヲ致シタル時ハ一等ヲ加フ
第三百四十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者ハ一年以上五年

以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス
第三百四十八條 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタルトキハ前條ノ例ニ同シ
第三百四十九條 前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未決犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百五十條 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサル時ハ二圓以上二十圓以下

ノ罰金ニ處ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ付セラレタル者ナルコトヲ知テ之ヲ藏匿

シ若クハ隱避セシメタル者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ

罰金ヲ附加ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

第五十二條 他人ノ罪ヲ免カレシメシムコトヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隠蔽シタル者

ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

第五節 附加刑ノ執行ノ適ルハ罪

第五十四條 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一

月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五十五條 監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタル時ハ十五日以上六月以下ノ重禁

錮ニ處ス

第五十六條 前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコト

ヲ得ス

第五節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪

第五十七條 官命ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ用ニ供スル銃砲彈藥其他破裂質

ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金

ヲ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ

前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ

罰金ヲ附加ス

第五十八條 前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ止マ正犯ノ使令ニ供シタル者ハ

各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

第五十九條 前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第六十條 第一百五十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル者ハ二圓以上二十圓以下

ノ罰金ニ處ス

第六十一條 第一百五十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供シタル器械ニシテ單ニ其用ニ供

ス可キ者ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ收沒ス

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

第六十二條 道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタル者ハ二月以上二年以下ノ重

禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ之ヲ阻止シタル者ハ亦前條ニ同シ

第六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣ヲ不通ニ致シタル者ハ三

月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ器械柱木條線ヲ損壞シテ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不通ニ至ラサル時ハ一等ヲ減ス

第六十五條 汽車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ニ爲

シタル者ハ重懲役ニ處ス

第六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ安寧ヲ保護スル標識ヲ損壞

シ又ハ詐偽ノ標識ヲ點示シタル者ハ亦前條ニ同シ

第六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏及ヒ雇人職工自ラ犯シタル時ハ

各本刑ニ照シ一等ヲ加フ

第六十八條 第六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ

重キニ從テ處斷ス

第六十九條 第六十五條第六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シ

タル時ハ無期徒刑ニ處シ人ヲ死ニ致シタル時ハ死刑ニ處ス

第七十條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シ

テ處斷ス

第七節 人ノ住所ヲ侵ス罪

第七十一條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入りタル者ハ

十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ左ニ記載シタル所爲アル時ハ一等ヲ加フ

一 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入りタル時

二 兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帶シテ入りタル時

三 暴行ヲ爲シテ入りタル時

四 二人以上ニテ入りタル時

第七十二條 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入りタル者ハ

一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ前條ニ記載シタル加重ス可キ所爲アル時ハ一等ヲ加フ

第七十三條 故ナク皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵内ニ入りタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各

一等ヲ加フ

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪

第七十四條 官署ノ處分ニ因リ特別ニ家屋倉庫其他ノ物件ニ施シタル封印ヲ破棄シタル

者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ看守者自ラ犯シタル時ハ一等ヲ加フ

第七十五條 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又ハ毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各

本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第七十六條 看守者其懈怠ニ因リ封印ヲ破棄シ又ハ其物件ヲ盜取毀壞スル犯人アルコト

ヲ覺ラサル時ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪

第七十七條 陸海軍ノ將校タル者出兵ヲ要求スル權アル官者ヨリ其要求ヲ受ケ故ナクシ

テ之ヲ肯セサル時ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加

ス

第七十八條 陸海軍ノ徵兵ニ編入セラル可キ者身體ヲ毀傷シテ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ

所爲ヲ以テ免役ヲ圖リタル時ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ

罰金ヲ附加ス

若シ他人ニ囑託シ其氏名ヲ詐稱シテ徵募ニ應セシメタル者亦同シ其囑託ヲ受ケテ徵募

ニ應シタル者ハ第二百三十一條ノ例ニ照シテ處斷ス

第七十九條 醫師化學家其他職業ニ因リ官署ヨリ解剖分析又ハ鑑定ヲ命セラレタル者故

ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 裁判所ヨリ證人トシテ證據ヲ陳述スルコトヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ

肯セサル時亦前條ニ同シ

第八十一條 傳染病流行ノ際又ハ傳染病ノ疑アル船舶入港スルニ當リ醫師其病患ヲ検査

シ又ハ消滅ノ方法ヲ陳述スルコトヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ五圓以

上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
獸類傳染病流行ノ際獸醫此條ノ罪ヲ犯シタル時ハ一等ヲ減ス

第四章 信用ヲ害スル罪

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

第百八十二條 內國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第百八十三條 內國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第百八十四條 官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ若クハ變造シテ行使シタル者ハ內外國ノ區別ニ從ヒ前二條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百八十五條 內國通用ノ銅貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第百八十六條 前數條ニ記載シタル貨幣ノ偽造變造已ニ成テ未タ行使セサル者ハ各本刑ニ照シ一等ヲ減シ其未タ成ラサル者ハ二等ヲ減ス

若シ偽造ノ器械ヲ豫備シ未タ著手セサル者ハ各三等ヲ減ス

第百八十七條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇テ受ケタル職工ハ前數條ニ記載シタル犯人ノ受ク可キ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

若シ職工ノ補助ヲ爲シテ雜役ニ供シタル者ハ職工ノ刑ニ照シ一等又ハ二等ヲ減ス

第百八十八條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者ハ偽造變造ノ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

若シ職工ノ補助ヲ爲シタル者ハ各三等ヲ減ス

照シ二等ヲ減ス

第百八十九條 偽造變造ノ貨幣ヲ內國ニ輸入シタル者ハ偽造變造ノ刑ニ同シ

第百九十條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ收受シ之ヲ行使シタル者ハ偽造變造シテ行使シタル者ノ刑ニ照シ各二等ヲ減ス

其未タ行使セサル者ハ各三等ヲ減ス

第百九十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第百九十二條 貨幣ヲ偽造變造シ及ヒ輸入取受シタル者未タ行使セサル前ニ於テ官ニ自首シタル時ハ本刑ヲ免シ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

若シ職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者未タ行使セサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第百九十三條 貨幣ヲ收受スルノ後ニ於テ偽造又ハ變造ナルコトヲ知リ之ヲ行使シタル者ハ其價額ニ倍ノ罰金ニ處ス但シ其罰金ハ二圓以下ニ降スコトヲ得ス

第百九十四條 御璽國璽ヲ偽造シ又ハ其偽璽ヲ使用シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第百九十五條 各官署ノ印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ重懲役ニ處ス

第百九十六條 產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ輕懲役ニ處ス

書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第百九十七條 御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ

以下ノ重禁錮ニ處ス

刑ニ照シ各一等ヲ減ス

若シ看守者自ラ犯シタル時ハ偽造ノ刑ニ同シ

第九十八條

官ヨリ發行スル各種ノ印紙界紙及ヒ郵便切手ヲ偽造變造シ、其情ヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九十九條

已ニ貼用シタル各種ノ印紙及ヒ郵便切手ヲ再ヒ貼用シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條

此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第一百一條

此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪

第一百二條

詔書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第一百三條

官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第一百四條

公債證書地券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第一百五條

官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

其文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

第一百六條

官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第一百七條

此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

第一百八條

他人ノ私印ヲ偽造シテ使用シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ附加ス

第一百九條

若シ他人ノ印影ヲ盜用シタル者ハ一等ヲ減ス

第二百條

爲替手形其他裏書ヲ以テ賣買スヘキ證書若シハ金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第二十一條

其手形證書ニ詐僞ノ裏書ヲ爲シテ行使シタル者亦同シ

第二十二條

賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關スル證書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十三條

其餘ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十四條

此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第五節

免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪

第二百十三條 官ノ免狀又ハ鑑札ヲ偽造シテ行使シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但官印ヲ偽造シ又ハ盜用シタル時ハ偽造官印ノ各本條ニ照シテ處斷ス

第二百十四條 國籍身分氏名ヲ詐稱シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免狀鑑札ヲ受ケタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官吏情ヲ知テ其免狀鑑札ヲ下付シタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十五條 公務ヲ免カル可キ爲メ醫師ノ氏名ヲ用ヒ疾病ノ證書ヲ偽造シテ行使シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスルヲ分タス一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

醫師囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタル者ハ一等ヲ加フ

第二百十六條 陸海軍ノ徵兵ヲ免カル可キ爲メ疾病ノ證書ヲ偽造シテ行使シタル者及ヒ囑託ヲ受ケテ其詐僞ノ證書ヲ造リタル醫師ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百十七條 免狀鑑札及ヒ疾病ノ證書ヲ増減變換シテ行使シタル者ハ亦偽造ノ刑ニ同シ

第六節 偽證ノ罪

第二百十八條 刑事ニ關スル證人トシテ裁判所ニ呼出サレタル者被告人ヲ曲庇スル爲メ事實ヲ掩蔽シテ偽證ヲ爲シタル時ハ左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 重罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 輕罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三 違警罪ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者ハ違警罪ノ本條ニ依テ處斷ス

第二百十九條 偽證ノ爲メ被告人正當ノ刑ヲ免カレタル時ハ偽證者ノ刑前條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百二十條 被告人ヲ陷害スル爲メ偽證ヲ爲シタル者ハ左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 重罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 輕罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三 違警罪ニ陥ラシムル爲メ偽證シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十一條 偽證ノ爲メ被告人刑ニ處セラレタル後ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ偽證者ヲ其刑ニ反坐ス若シ反坐ノ刑前條ニ記載シタル偽證ノ刑ヨリ輕キ時ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス

其刑期限内ニ於テ偽證ノ罪發覺シタル時ハ現ニ經過シタル日數ニ照シテ反坐ノ刑期ヲ減スルコトヲ得但減シテ前條偽證ノ刑ヨリ降スコトヲ得ス

第二百二十二條 偽證ノ爲メ被告人死刑ニ處セラレタル時ハ反坐ノ刑一等ヲ減ス其未ダ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル時ハ二等ヲ減ス

若シ被告人ヲ死ニ陥ルルノ目的ヲ以テ偽證ヲ爲シタル時ハ死刑ニ反坐ス其未ダ刑ヲ執行セサル前ニ於テ發覺シタル時ハ一等ヲ減ス

第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判ニ關シテ偽證ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百二十四條 鑑定又ハ通事ノ爲メ裁判所ニ呼出サレタル者詐僞ノ陳述ヲ爲シタル時ハ

前數條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百二十五條 賄賂其他ノ方法ヲ以テ人ニ囑託シテ偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲サシメタル者ハ亦偽證ノ例ニ同シ

第二百二十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者其事件ノ裁判宣告ニ至ラサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪

第二百二十七條 度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シテ販賣シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ計圖以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ盜用シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第二百二十八條 偽造變造ノ情ヲ知テ其度量衡ヲ販賣シタル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ減ス

第二百二十九條 商賈農工定規ヲ増減シタル度量衡ヲ所有シタル者ハ一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ其度量衡ヲ使用シテ利ヲ得タル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第二百三十條 人ノ囑託ヲ受ケテ度量衡ヲ偽造シ又ハ變造シタル者ハ其囑託シタル犯人ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

第八節 身分ヲ詐稱スル罪

第二百三十一條 官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十二條 官職位階ヲ詐稱シ又ハ官ノ服飾徽章若クハ内外國ノ勳章ヲ借用シタル者ハ十五日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

第二百三十三條 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十四條 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十五條 投票ヲ檢査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十六條 調書ヲ造リ投票ノ結局ヲ報告スル者其數ヲ増減シ其他詐僞ノ所爲アル時ハ一年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第五章 健康ヲ害スル罪

第一節 阿片烟ニ關スル罪

第二百三十七條 阿片烟ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

第二百三十八條 阿片烟ヲ吸食スルノ器具ヲ輸入シ及ヒ製造シ又ハ之ヲ販賣シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第二百三十九條 稅關官吏情ヲ知リ阿片烟及ヒ其器具ヲ輸入セシメタル者ハ前二條ノ刑ニ照シ各一等ヲ加フ

第二百四十條 阿片烟ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖ル者ハ輕懲役ニ處ス

人ヲ誘引シテ阿片烟ヲ吸食セシメタル者亦同シ

第二百四十一條 阿片烟ヲ吸食シタル者ハ二年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第二百四十二條 阿片烟及ヒ吸食ノ器具ヲ所有シ又ハ受寄シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

三

第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪
第二百四十三條 人ノ飲料ニ供スル淨水ノ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百四十四條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ用ヒテ水質ヲ變シ又ハ腐敗セシメタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
第二百四十五條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪

第二百四十六條 傳染病豫防ノ爲メ設ケタル規則ニ違背シテ入港ノ船舶ヨリ上陸シ又ハ物品ヲ陸地ニ運搬シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十七條 船長自ラ前條ノ罪ヲ犯シ又ハ人ノ犯スロト知テ制セサル者ハ前條ノ刑ニ一等ヲ加フ

第二百四十八條 傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ流行地方ヨリ他處ニ出テタル者ハ十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十九條 獸類ノ傳染病流行ノ際豫防規則ニ違背シテ獸類ヲ他處ニ出シタル者ハ一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪

第二百五十條 官許ヲ得スシテ危害ヲ生ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 若シ健康ヲ害ス可キ物品ノ製造所ヲ創設シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十一條 官許ヲ得テ前條ニ記載シタル製造所ヲ創設スト雖モ危害ヲ豫防シ健康ヲ保護スル規則ニ違背シタル者ハ前條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

第二百五十二條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪

第二百五十三條 人ノ健康ヲ害ス可キ物品ヲ飲食物ニ混和シテ販賣シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十四條 規則ニ違背シテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪

第二百五十六條 官許ヲ得スシテ醫業ヲ爲シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百五十七條 前條ノ犯人治療ノ方法ヲ誤リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第六章 風俗ヲ害スル罪

第二百五十八條 公然猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十九條 風俗ヲ害スル冊子圖書其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百六十條 賭場ヲ開張シテ利ヲ圖リ又ハ博徒ヲ招結シタル者ハ三月以上一年以下ノ重

禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十一條 財物ヲ賭シテ現ニ博奕ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者亦同シ但飲食物ヲ賭スル者ハ此限ニ在ラス

賭博ノ器具財物其現場ニ在ル者ハ之ヲ沒收ス

第二百六十二條 財物ヲ醜集シ富籤ヲ以テ利益ヲ僥倖スルノ業ヲ興行シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ所爲アル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ說教又ハ禮拜ヲ妨害シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪

第二百六十四條 埋葬ス可キ死屍ヲ毀棄シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十五條 墳墓ヲ發掘シテ棺槨又ハ死屍ヲ見ハシタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ死屍ヲ毀棄シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上十五圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十六條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケタル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力ヲ以テ穀類其他衆人ノ需用ニ缺ク可カラサル食用物ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ一月以上八月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前項ニ記載シタル以外ノ物品ノ賣買ヲ妨害シタル者ハ一等ヲ減ス

第二百六十八條 偽計又ハ威力ヲ以テ糶賣又ハ入札ヲ妨害シタル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百六十九條 偽計又ハ威力ヲ以テ農工ノ業ヲ妨害シタル者ハ亦前條ニ同シ

第二百七十條 農工ノ雇人其雇賃ヲ増サシメ又ハ農工業ノ景況ヲ變セシムル爲メ雇主及ヒ他ノ雇人ニ對シ偽計威力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十一條 雇主其雇賃ヲ減シ又ハ農工業ノ景況ヲ變スル爲メ雇人及ヒ他ノ雇主ニ對シ偽計威力ヲ以テ妨害ヲ爲シタル者亦ハ前條ニ同シ

第二百七十二條 虛偽ノ風説ヲ流布シ穀類其他衆人需用物品ノ價值ヲ昂低セシメタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ處ス

第九章 官吏瀆職ノ罪

第一節 官吏公益ヲ害スル罪

第二百七十三條 官吏其管掌ニ係ル法律規則ヲ公布施行セス又ハ他ノ官吏ノ公布施行ヲ妨害シタル者ハ二月以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十四條 兵隊ヲ要求シ及ヒ之ヲ使用スル權アル官吏地方ノ騷擾其他兵權ヲ以テ鎮撫ス可キ時ニ當リ其處分ヲ爲ササル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十五條 官吏規則ニ違背シテ商業ヲ爲シタル者ハ二十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一節 官吏人民ニ對スル罪

第二百七十六條 官吏擅ニ威權ヲ用ヒ人ヲシテ其權利ナキ事ヲ行ハシメ又ハ其爲ス可キ權利ヲ妨害シタル者ハ十一日以上二月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十七條 人ノ身體財産ヲ妨害スルノ犯人アルニ當リ豫審判事檢察官吏其報告ヲ受ケテ速ニ保護ノ處分ヲ爲ササル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百七十八條 逮捕官吏法律ニ定メタル程式規則ヲ遵守セズシテ人ヲ逮捕シ又ハ不正ニ人ヲ監禁シタル者ハ十五日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監視日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則ヲ遵守セズシテ囚人ヲ監禁シ若クハ囚人ヲ出獄セシムル可キノ時ニ至リ之ヲ放免セサル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第二百八十條 前二條ニ記載シタル官吏又ハ護送者囚人ニ對シ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十一條 水火震災ノ際官吏囚人ノ監禁ヲ解クコトヲ怠リ囚人死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加フ

第二百八十二條 裁判官檢察事及ヒ警察官吏被告人ニ對シ罪狀ヲ陳述セシムル爲メ暴行ヲ加ヘ又ハ凌虐ノ所爲アル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十三條 裁判官檢察官故ナクシテ刑事ノ訴ヲ受理セス又ハ遷延シテ審理セサル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十四條 官吏人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ一月以上一年其民事ノ訴ニ係ル者亦同シ

第二百八十五條 裁判官民事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十六條 裁判官檢察官吏刑事ノ裁判ニ關シテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百八十七條 裁判官檢察官吏賄賂ヲ收受聽許セスト雖モ情ニ徇カヒ又ハ怨ヲ挾キ其被告人ヲ陷害シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス若シ枉斷シタル所ノ刑此刑ヨリ重キ時ハ第二百二十一條第二百二十二條ノ例ニ照シテ反坐ス

第二百八十七條 裁判官檢察官吏賄賂ヲ收受聽許セスト雖モ情ニ徇カヒ又ハ怨ヲ挾キ其被告人ヲ曲庇陷害シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第二百八十八條 前數條ニ記載シタル賄賂已ニ收受シタル者ハ之ヲ沒收シ費用シタル者ハ其價ヲ追徴ス

第三節 官吏財産ニ對スル罪

第二百八十九條 官吏自ラ監守スル所ノ金穀物件ヲ竊取シタル者ハ輕懲役ニ處ス

因テ官ノ文書簿冊ヲ増減變換シ又ハ毀棄シタル時ハ第二百五條ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百九十條 租稅其他諸般ノ入額ヲ徵收スル官吏正數外ノ金穀ヲ徵收シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百九十一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪

第一章 身體ニ對スル罪

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二百九十二條 豫メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト爲シ死刑ニ處ス

第二百九十三條 毒物ヲ施用シテ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ヲ以テ論シ死刑ニ處ス

第二百九十四條 故意ヲ以テ人ヲ殺シタル者ハ故殺ノ罪ト爲シ無期徒刑ニ處ス

第二百九十五條 支解折割其他慘刻ノ所爲ヲ以テ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第二百九十六條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カレル爲メ人ヲ故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第二百九十七條 人ヲ殺スノ意ニ出テ詐稱誘導シテ危害ニ陷レ死ニ致シタル者ハ故殺ヲ以テ論シ其豫メ謀ル者ハ謀殺ヲ以テ論ス

第二百九十八條 謀殺故殺ヲ行ヒ誤テ他人ヲ殺シタル者ハ仍ホ謀殺ヲ以テ論ス

第二節 毆打創傷ノ罪

第二百九十九條 人ヲ毆打創傷シ因テ死ニ致シタル者ハ重懲役ニ處ス

第三百條 人ヲ毆打創傷シ其兩目ヲ瞎シ兩耳ヲ聾シ又ハ兩肢ヲ折リ及ヒ舌ヲ斷テ陰陽ヲ毀敗シ若クハ知覺精神ヲ喪失セシメ篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其一目ヲ瞎シ一耳ヲ聾シ又ハ一肢ヲ折リ其他身體ヲ殘廢シ癱疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百一條 人ヲ毆打創傷シ二十日以上ノ時間疾病ニ罹リ又ハ職業ヲ營ムコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

其疾病休業ノ時間二十日ニ至ラサル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

疾病休業ニ至ラスト雖モ身體ニ創傷ヲ成シタル者ハ十一日以上一月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百二條 豫メ謀テ人ヲ毆打創傷シ休業癱篤疾又ハ死ニ致シタル者ハ前數條ニ記載シタル刑ニ照シ各一等ヲ加フ

第三百三條 重罪輕罪ヲ犯スニ便利ナル爲メ又ハ已ニ犯シテ其罪ヲ免カレル爲メ人ヲ毆打創傷シタル者ハ亦前條例ニ同シ

第三百四條 毆打ニ因リ誤テ他人ヲ創傷シタル者ハ仍ホ毆打創傷ノ本刑ヲ科ス

第三百五條 二人以上共ニ人ヲ毆打創傷シタル者ハ現ニ手ヲ下シ傷ヲ成スノ輕重ニ從テ各自ニ其刑ヲ科ス若シ共毆シテ傷ヲ成スノ輕重ヲ知ルコト能ハサル時ハ其重傷ノ刑ニ照シ一等ヲ減ス但教唆者ハ減等ノ限ニ在ラス

第三百六條 二人以上共ニ人ヲ毆打スルニ當リ自ラ人ヲ傷セスト雖モ幫助シテ傷ヲ成サシ

メタル者ハ現ニ傷ヲ成シタル者ノ刑ニ一等ヲ減ス

第三百七條 健康ヲ害ス可キ物品ヲ施用シテ人ヲ疾苦セシメタル者ハ豫メ謀テ毆打創傷スルノ例ニ照シテ處斷ス

第三百八條 人ヲ殺スノ意ニ非スト雖モ詐稱誘導シテ危害ニ陷レ因テ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ヲ以テ論ス

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪

第三百九條 自己ノ身體ニ暴行ヲ受ケルニ因テ直チニ怒ヲ發シ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十條 毆打シテ互ニ創傷シ其手ヲ下スノ先後ヲ知ルコト能ハサル者ハ各其罪ヲ宥恕スルコトヲ得

第三百十一條 本夫其妻ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十二條 晝間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戸牆壁ヲ踰越損壞セントスル者ヲ防止スル爲メ之ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス

第三百十三條 前數條ニ記載シタル宥恕ス可キ罪ハ各本刑ニ照シ二等又ハ三等ヲ減ス

第三百十四條 身體生命ヲ正當ニ防衛シ已ムコトヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ自己ノ爲メニシ他人ノ爲メニスルヲ分タス其罪ヲ論セス但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ハ此限ニ在ラス

第三百十五條 左ノ諸件ニ於テ已ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺傷シタル者ハ其ノ罪ヲ論セス

一 財産ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スルニ出タル時

二 盜犯ヲ防止シ又ハ盜賊ヲ取還スルニ出タル時

三 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅ニ入り若クハ門戸牆壁ヲ踰越損壞スル者ヲ防止スルニ出タル時

第三百十六條 身體財産ヲ防衛スルニ出ルト雖モ已ムコトヲ得サルニ非スシテ暴行人ニ加ヘ又ハ危害已ニ去リタル後ニ於テ勢ニ乘シ仍ホ害ヲ暴行人ニ加ヘタル者ハ不論罪ノ限ニ在ラス但情狀ニ因リ第三百十三條ノ例ニ照シ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得

第四節 過失殺傷ノ罪

第三百十七條 疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セス過失ニ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十八條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ癱篤疾ニ致シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十九條 過失ニ因テ人ヲ創傷シ疾病休業ニ至ラシメタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五節 自殺ニ關スル罪

第三百二十條 人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ囑託ヲ受ケテ自殺人ノ爲メニ手ヲ下シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其他自殺ノ補助ヲ爲シタル者ハ一等ヲ減ス

第三百二十一條 自己ノ利ヲ圖リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル者ハ重懲役ニ處ス

第三百二十二條 擅ニ人ヲ逮捕シ又ハ私家ニ監禁シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但監禁日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

第三百二十三條 擅ニ人ヲ監禁制縛シテ毆打拷責シ又ハ飲食衣服ヲ屏去シ其他苛刻ノ所爲ヲ施シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十四條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第三百二十五條 擅ニ人ヲ監禁シ水火震災ノ際其監禁ヲ解クコトヲ怠テ因テ死傷ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第七節 脅迫ノ罪

第三百二十六條 人ヲ殺サント脅迫シ又ハ人ノ住居シタル家屋ニ放火セント脅迫シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

毆打創傷其他禁行ヲ加ヘント脅迫シ又ハ財産ニ放火シ及ヒ毀壞劫掠セント脅迫シタル者ハ十一月以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百二十七條 兇器ヲ持シテ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百二十八條 親屬ニ害ヲ加フ可キ事ヲ以テ脅迫シタル者ハ亦前二條ノ例ニ同シ

第三百二十九條 此節ニ記載シタル罪ハ脅迫ヲ受ケタル者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第八節 墮胎ノ罪

第三百三十條 懷胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十一條 藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ亦前條ニ同シ因テ婦女ヲ死ニ致シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十二條 醫師穩婆又ハ藥商前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百三十三條 懷胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑騙シテ墮胎セシメタル者ハ一年以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百三十四條 懷胎ノ婦女ナルコトヲ知テ毆打其他暴行ヲ加ヘ因テ墮胎ニ至ラシメタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其墮胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス

第三百三十五條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ癱瘓疾又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪

第三百三十六條 八歳ニ滿サル幼者ヲ遺棄シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

自ラ生活スルコト能ハサル老疾者ヲ遺棄シタル者亦同シ

第三百三十七條 八歳ニ滿サル幼者又ハ老疾者ヲ寥闕無人ノ地ニ遺棄シタル者ハ四月以上

四年以下ノ重禁錮ニ處ス

給料ヲ得テ人ノ寄託ヲ受ケ保養ス可キ者前二條ノ罪ヲ犯シタル時ハ各一等ヲ加フ

第三百三十九條 幼者老疾者ヲ遺棄シ因テ癱疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

第三百四十條 自己ノ所有地又ハ看守ス可キ地内ニ遺棄セラレタル幼者老疾者アルコトヲ知テ之ヲ扶助セス又ハ官署ニ申告セサル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ疾病ニ罹リ昏倒スル者アルコトヲ知テ扶助セス又ハ申告セサル者亦同シ

第十節 幼者ヲ略取誘拐スル罪

第三百四十一條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ略取シ又ハ誘拐シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十二條 十二歳以上二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス其誘拐シテ自ラ藏匿シ若クハ他人ニ交付シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十三條 略取誘拐シタル幼者ナルコトヲ知テ自己ノ家屬僕婢トナシ又ハ其他ノ名稱ヲ以テ之ヲ收受シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

第三百四十四條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但略取誘拐セラレタル幼者式ニ從テ婚姻ヲ爲シタル時ハ告訴ノ效ナシ

第三百四十五條 二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取誘拐シテ外國人ニ交付シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪

第三百四十六條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ猥褻ノ所行ヲ爲シ又ハ十二歳以上ノ男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十七條 十二歳ニ滿サル男女ニ對シ暴行脅迫ヲ以テ猥褻ノ所行ヲ爲シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百四十八條 十二歳以上ノ婦女ヲ強姦シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第三百四十九條 十二歳ニ滿サル幼者ヲ姦淫シタル者ハ輕懲役ニ處ス若シ強姦シタル者ハ重懲役ニ處ス

第三百五十條 前數條ニ記載シタル罪ハ被害者又ハ其親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第三百五十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス但強姦ニ因テ癩篤疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ致シ死シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百五十二條 十六歳ニ滿サル男女ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十三條 有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス其相姦スル者亦同シ

此條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル者ハ告訴ノ效ナシ

第三百五十四條 配偶者アル者重テ婚姻ヲ爲シタル時ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪

第三百五十五條 不實ノ事ヲ以テ人ヲ誣告シタル者ハ第二百二十條ニ記載シタル偽證ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百五十六條 誣告ヲ爲スト雖モ被告人ノ推問ヲ始メサル前ニ於テ誣告者自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

第三百五十七條 誣告ニ因テ被告人刑ニ處セラルタル時ハ第二百二十一條第二百二十二條ニ記載シタル例ニ照シテ處斷ス

第三百五十八條 惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス左ノ例ニ照シテ處斷ス

一 公然ノ演說ヲ以テ人ヲ誹毀シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

二 書類畫圖ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ人ヲ誹毀シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百五十九條 死者ヲ誹毀シタル者ハ誣罔ニ出タルニ非サレハ前條ノ例ニ照シテ處斷スルコトヲ得ス

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人辯護人代書人若クハ神官僧侶其身分職業ニ於テ委託ヲ受ケタル事ニ因リ知得タル陰私ヲ漏告シタル者ハ誹毀ヲ以テ論シ十一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但裁判所ノ呼出ヲ受ケテ事實ヲ陳述スル者ハ此限ニ在ラス

第三百六十一條 此節ニ記載シタル誹毀ノ罪ハ被害者又ハ死者ノ親屬ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪

第三百六十二條 子孫其祖父母母ヲ謀殺故殺シタル者ハ死刑ニ處ス

其自殺ニ關スル罪ハ凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ

第三百六十三條 子孫其祖父母母ニ對シ毆打創傷ノ罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀ノ罪ヲ犯シタル者ハ各本條ニ記載シタル凡人ノ刑ニ照シ二等ヲ加フ但癡疾ニ致シタル者ハ有期徒刑ニ處シ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百六十四條 子孫其祖父母母ニ對シ衣食ヲ供給セス其他必要ナル奉養ヲ缺キタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ疾病又ハ死ニ致シタル者ハ亦前條ノ例ニ同シ

第三百六十五條 祖父母父母ニ對シタル殺傷ノ罪ハ特別ノ宥恕及ヒ不論罪ノ例ヲ用フルコトヲ得ス但其犯ストキ知ラサル者ハ此限ニ在ラス

第二章 財産ニ對スル罪

第一節 竊盜ノ罪

第三百六十六條 人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百六十七條 水火震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜ヲ犯シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百六十八條 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ亦前二條ニ同シ

第三百六十九條 二人以上共ニ前三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ各一等ヲ加フ

第三百七十條 兇器ヲ携帯シテ人ノ住居シタル邸宅ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第三百七十一條 自己ノ所有物ト雖モ典物トシテ他人ニ交付シ又ハ官署ノ命令ニ因リ他人ノ看守シタル時之ヲ竊取シタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス

第三百七十二條 田野ニ於テ穀類菜菓其他ノ產物ヲ竊取シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百七十三條 山林ニ於テ竹木礦物其他ノ產物ヲ竊取シ又ハ川澤池沼湖海ニ於テ人ノ生養シ若クハ營業ニ關スル產物ヲ竊取シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百七十四條 牧場ニ於テ牧畜ノ獸類ヲ竊取シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百七十五條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ

照シテ處斷ス
第三百七十六條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監
視ニ付ス

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及ヒ其配偶者又ハ同居ノ兄弟姉妹互ニ其財物ヲ竊取
シタル者ハ竊盜ヲ以テ論スルノ限ニ在ラズ
若シ他人共ニ犯シテ財物ヲ分チタル者ハ竊盜ヲ以テ論ス
第一節 強盜ノ罪

第三百七十八條 人ヲ脅迫又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役
ニ處ス

第三百七十九條 強盜左ニ記載シタル情狀アル者ハ一個毎ニ一等ヲ加フ
一 二人以上共ニ犯シタル時

二 兇器ヲ携帯シテ犯シタル時
第三百八十條 強盜人ヲ傷シタル者ハ無期徒刑ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百八十一條 強盜婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第三百八十二條 竊盜財ヲ得テ其取還ヲ拒ク爲メ臨時暴行脅迫ヲ爲シタル者ハ強盜ヲ以テ
論ス

第三百八十三條 藥酒等ヲ用ヒ人ヲ醉迷セシメ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論シ輕
懲役ニ處ス

第三百八十四條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二
年以下ノ監視ニ付ス
第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪

第三百八十五條 遺失及ヒ漂流ノ物品ヲ拾得テ隱匿シ所有主ニ還付セズ又ハ官署ニ申告セ
サル者ハ十一月以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百八十六條 他人ノ所有地内ニ於テ埋藏ノ物品ヲ掘得テ隱匿シタル者ハ亦前條ニ同シ

第三百八十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル
時ハ其罪ヲ論セス

第四節 家資分散ニ關スル罪

第三百八十八條 家資分散ノ際其財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虛偽ノ負債ヲ増加シタル者ハ二月
以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第三百八十九條 家資分散ノ際帳簿ノ類ヲ藏匿毀棄シ若クハ分散決定ノ後債主中ノ一人又
ハ數人ニ其負債ヲ私償シテ他ノ債主ヲ害シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ委寄財物ニ關スル罪

第三百九十條 人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ證書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪
ト爲シ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三百九十一條 幼者ノ知慮淺薄又ハ人ノ精神錯亂シタルニ乘シテ其財物若クハ證書類ヲ
授與セシメタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第三百九十二條 物件ヲ販賣シ又ハ交換スルニ當リ其物質ヲ變シ若クハ分量ヲ偽テ人ニ交
付シタル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第三百九十三條 他人ノ動産不動産ヲ冒認シテ販賣交換シ又ハ抵當典物ト爲シタル者ハ詐
欺取財ヲ以テ論ス

自己ノ不動産ト雖モ已ニ抵當典物ト爲シタルヲ欺隠シテ他人ニ賣與シ又ハ重子テ抵當典物ト爲シタル者亦同シ

第三百九十四條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第三百九十五條 受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消シタル者

ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス若シ騙取拐帶其他詐欺ノ所爲アル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス

第三百九十六條 自己ノ所有ニ係ルト雖モ官署ヨリ差押ヘタル物件ヲ藏匿脱漏シタル者ハ

一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス但家資分散ノ際此罪ヲ犯シタル者ハ第三百八十八條ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百九十七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケカル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第三百九十八條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者第三百七十七條ニ掲ケタル親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

第六節 贖物ニ關スル罪

第三百九十九條 強竊盜ノ贖物ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲ爲シ

タル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百條 前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第四百一條 詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ

若クハ牙保ヲ爲シタル者ハ十一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第七節 放火失火ノ罪

第四百二條 火ヲ放テ人ノ住居シタル家屋ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

第四百三條 火ヲ放テ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ燒燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第四百四條 火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四百五條 火ヲ放テ人ヲ乗載シタル船舶汽車ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス其人ヲ乗載セ

サル船舶汽車ニ係ル時ハ重懲役ニ處ス

第四百六條 火ヲ放テ山林ノ竹木田野ノ穀麥又ハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ燒燬シ

タル者ハ輕懲役ニ處ス

第四百七條 火ヲ放テ自己ノ家屋ヲ燒燬シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

第四百八條 放火ノ罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第四百九條 火ヲ失シテ人ノ家屋財產ヲ燒燬シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十條 火藥其他激發ス可キ物品又ハ煤氣井戸蒸氣罐ヲ破裂セシメテ人ノ家屋財產ヲ

毀壞シタル者ハ其故意ニ出ルト過失トチ分チ放火失火ノ例ニ照シテ處斷ス

第八節 洪水ノ罪

第四百十一條 堤防ヲ決潰シ又ハ水閘ヲ毀壞シテ人ノ住居シタル家屋ヲ漂失シタル者ハ無

期徒刑ニ處ス

若シ人ノ住居セサル家屋其他ノ建造物ヲ漂失シタル者ハ重懲役ニ處ス

第四百十二條 堤防ヲ決潰シ水閘ヲ毀壞シテ田圃礦坑牧場等ヲ荒廢シタル者ハ輕懲役ニ處

ス

第四百十三條 他人ノ便益ヲ損シ又ハ自己ノ便益ヲ圖ル爲メ堤防ヲ決潰シ水閘ヲ毀壞シ其

他水利ヲ妨害シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百十四條 過失ニ因テ水害ヲ起シタル者ハ失火ノ例ニ照シテ處斷ス

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第四百十五條 衝突其他ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載セサル船舶ヲ覆没シタル者ハ死刑ニ處ス但船舶中死亡ナキ時ハ無期徒刑ニ處ス

第四百十六條 前條ノ所爲ヲ以テ人ヲ乗載セサル船舶ヲ覆没シタル者ハ輕懲役ニ處ス

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第四百十七條 人ノ家屋其他ノ建造物ヲ毀壞シタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ

二圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第四百十八條 人ノ家屋ニ屬スル牆壁及ヒ園池ノ裝飾又ハ田圃ノ樊圍牧場ノ柵欄ヲ毀壞シタル者ハ十一日以上三月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十九條 人ノ稼穡竹木其他需用ノ植物ヲ毀損シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百二十條 土地ノ經界ヲ表シタル物件ヲ毀壞シ又ハ移轉シタル者ハ一年以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十一條 人ノ器物ヲ毀棄シタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百二十二條 人ノ牛馬ヲ殺シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四百二十三條 前條ニ記載シタル以外ノ家畜ヲ殺シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
第四百二十四條 人ノ權利義務ニ關スル證書類ヲ毀棄滅盡シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以下三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四編 違警罪

第四百二十五條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

一 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬シタル者

二 規則ヲ遵守セスシテ火藥其他破裂ス可キ物品又ハ自ラ火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏シタル者

三 官許ヲ得スシテ烟火ヲ製造又ハ販賣シタル者

四 人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他火器ヲ玩ヒタル者

五 蒸氣機其他烟筒火竈ヲ建造修理シ及ヒ掃除スル規則ニ違背シタル者

六 官署ノ督促ヲ受ケテ崩壞セントスル家屋牆壁ノ修理ヲ爲サザル者

七 官許ヲ得スシテ死屍ヲ解剖シタル者

八 自己ノ所有地内ニ死屍アルコトヲ知テ官署ニ申告セス又ハ他所ニ移シタル者

九 人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラザル者

十 密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲シタル者

十一 人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏シタル者

十二 定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者

十三 官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬シタル者

十四 違警罪ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證シタル者但被告人偽證ノ爲メ刑ヲ免カレタル時
 ハ第二百十九條ノ例ニ從フ

第四百二十六條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

- 一 人家ノ近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク者
 - 二 水火其他ノ變ニ際シ官吏ヨリ防禦ス可キノ求テ受ケ傍觀シテ之ヲ肯セサル者
 - 三 不熟ノ菓物又ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣シタル者
 - 四 健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背シタル者
 - 五 人ノ通行ス可キ場所ニアル危險ノ井溝其他四所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サトル者
 - 六 路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘍シ又ハ驚逸セシメタル者
 - 七 發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシメタル者
 - 八 狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放チタル者
 - 九 變死人ノ檢視ヲ受ケスシテ埋葬シタル者
 - 十 墓碑及ヒ路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚漬シタル者
 - 十一 神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損シタル者
 - 十二 公然人ヲ罵詈嘲弄シタル者但訴テ待テ其罪ヲ論ス
- 第四百二十七條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 一 濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 二 制止ヲ肯セスシテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽キタル者
 - 三 夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅スル者

- 四 木石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ點燈ヲ怠リタル者
 - 五 瓦礫ヲ道路家屋圍圍ニ投擲シタル者
 - 六 禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ又ハ取除カサル者
 - 七 汚穢物ヲ道路家屋圍圍ニ投擲シタル者
 - 八 警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲シタル者
 - 九 醫師產婆事故ナクシテ急病人ノ招キニ應セサル者
 - 十 死亡ノ申告ヲ爲サスシテ埋葬シタル者
 - 十一 流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑シタル者
 - 十二 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ人ヲ惑ハシテ利ヲ謀ル者
 - 十三 私有地外ニ濫リニ家屋牆壁ヲ設ケ又ハ軒楹ヲ出シタル者
 - 十四 官許ヲ得スシテ路傍又ハ河岸ニ床店等ヲ開キタル者
 - 十五 路上ノ植木市街ノ常燈及ヒ廁場等ヲ毀損シタル者
 - 十六 道路橋梁其他ノ場所ニ榜示シタル通行禁止及ヒ指道標ノ類ヲ毀棄汚損シタル者
- 第四百二十八條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ處シ又ハ十錢以上一圓以下ノ科料ニ處ス

- 一 官署ヨリ價額ヲ定メタル物品ヲ定價以上ニ販賣シタル者
- 二 渡船橋梁其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取リ又ハ故ナク通行ヲ妨ケタル者
- 三 渡船橋梁其他通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスシテ通行シタル者
- 四 路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲シタル者
- 五 官許ヲ得スシテ劇場其他觀物場ヲ開キ及ヒ其規則ニ違背シタル者
- 六 溝渠下水ヲ毀損又ハ官署ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ浚ハサル者

- 七 制止ヲ肯セシテ路傍ニ食物其他ノ商品ヲ羅列シタル者
 - 八 官許ヲ得シテ獸類ヲ官有地ニ放テ又ハ牧畜シタル者
 - 九 身體ニ刺文ヲ爲シ及ヒ之ヲ業トスル者
 - 十 他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放シタル者
 - 十一 他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放シタル者
- 第四百二十九條** 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス
- 一 橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者
 - 二 牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 三 車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 四 水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通船ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 五 氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄シタル者
 - 六 官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サザル者
 - 七 制止ヲ肯セズシテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 八 牛馬ヲ牽キ又ハ繫クコトヲ忽カセニシテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者
 - 九 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リニ出入シタル者
 - 十 通行禁止ノ榜示ヲ犯シテ通行シタル者
 - 十一 道路ニ於テ放歌高聲ヲ發シテ制止ヲ肯セザル者
 - 十二 酩酊シテ路上ニ喧噪シ又ハ醉臥シタル者
 - 十三 路上ノ常燈ヲ消シタル者
 - 十四 人家ノ牆壁ニ貼紙及ヒ樂書シタル者

- 十五 邸宅ノ番號標札招牌又ハ貸家賣家ノ貼紙其他報告ノ榜標等ヲ毀損シタル者
 - 十六 他人ノ田野園圃ニ於テ菜菓ヲ採食シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 - 十七 公園ノ規則ヲ犯シタル者
 - 十八 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入レタル者
- 第四百三十條** 前數條ニ記載スルノ外各地方ノ便宜ニヨリ定ムル所ノ違警罪ヲ犯シタル者ハ其罰則ニ從テ處斷ス

實用刑法の解釋目次

第一編 總說

第一章 罪の成立……………一

第二章 罪を犯すも責任なきもの及び罪の

不成立……………三

一 意思の自由を欠く無罪……………五

二 辨別を欠く無罪……………六

三 權利行為より來る無罪……………七

四 犯意なき無罪……………八

第三章 罪の未遂既遂……………九

第四章 數罪俱發一名併合罪……………三



第五章 再犯……………一四

第六章 共犯……………一七

第七章 宥恕減輕酌量減輕自首減輕……………二〇

第八章 刑の種類……………二三

第二編 皇室に對するの罪

第一章 皇室に對する危害罪……………二六

一 天皇太皇太后皇太后皇后皇太子に對し奉り危害を加へ又は加へんとしたるもの……………二六

二 皇太孫に對し奉り危害を加へんとしたるもの……………二七

三 皇族に對し奉り危害を加へ又は加へんとしたるもの……………二八

第二章 皇室に對する不敬罪……………三〇

一 皇室に對し不敬を加へたるもの……………三〇

二 皇陵に對し不敬を加へたるもの……………三一

三 不敬とは如何なる事あるか……………三二

第三編 國事に關する罪

第一章 内亂の罪……………三三

一 朝憲を紊亂せんとして兵を擧げたるもの……………三三

二 内亂を起さんとして人民の米穀金錢を奪ひしもの……………三四

三 當路の大臣を暗殺したるもの……………三五

四 内亂の準備を爲したるもの、及び自首したるもの……………三六

五 内亂に乗じ人を殺し財を奪ひたるもの……………三七

第二章 外患の罪……………三八

第三章

- 一 敵國に附從し敵兵に隨從したるもの……………三
- 二 内應したるもの……………三

國交に對する罪……………三

第四編

社會の公益に關する罪……………

第一章

兇徒聚衆の罪……………四

暴動を謀りたるもの……………四

暴動を爲したるもの……………四

暴動の際殺人放火を爲したるもの……………四

第二章

官吏に抗抵する罪……………四

職務執行に抵抗する罪……………四

官吏を負僞せしめたるもの……………四

官吏を侮辱したるもの……………四

第三章

囚徒逃走の罪 罪人を藏匿するの罪……………四

亂暴して獄舎を逃走したるもの……………四

逃走を助けたるもの……………四

親族の逃走を藏匿したるもの……………四

他人が罪人を藏匿したる場合……………四

第四章

附加刑の執行を遁がるゝ罪……………五

第五章

私に軍事用の銃器彈藥を製造し……………五

之を所有するの罪……………五

第六章

往來通信を妨害する罪……………五

道路を損壞したるもの……………五

郵便を妨害したるもの……………五

電信を不通にせしもの……………五

四 瀟車の通行を妨害せしもの……………五

五 航海の安全を妨害せるもの……………五

第七章 家宅侵入の罪一名住居侵害の罪……………五

一 晝間の侵入……………五

二 夜間の侵入……………五

三 皇居皇陵の侵入……………五

第八章 官の封印を破ぶるの罪……………六

一 単に破りしもの……………六

二 封印を破り其上物を盗みたるもの……………六

三 之を看守者の覺知せざるるとき……………六

第九章 公務の執行を拒むの罪……………六

一 陸海軍の將校出兵を拒む罪……………六

二 徴兵忌難の罪……………六

三 醫師化學家が分拆診定鑑定に應せざるるとき……………三

第十章 阿片に關する罪……………三

第十一章 飲料水を汚すの罪……………三

第十二章 傳染病に關する罪……………三

第十三章 危害品製造規則に反する罪……………三

第十四章 無免許醫師の罪……………三

第十五章 賭博富籤の罪……………三

一 賭場を開き博徒を集めたるもの……………三

二 現に博奕を爲し、及び家を貸したるもの……………三

第十六章 神社佛閣に不敬を爲すの罪……………三

第十七章 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘するの罪……………三

一 埋葬すべき死屍を棄毀したるもの……………七四

二 墳墓を發掘したるもの……………七四

三 疑問……………七四

第十八章 農商工業を妨害するの罪……………七五

第十九章 官公吏瀆職の罪……………七九

一 官公吏公益を害するの罪……………七九

二 官公吏人民に對し、職權を濫用し、又は懈怠するの罪……………八一

三 官公吏收賄の罪……………八五

四 官公吏其監守せる財を横領する罪……………八七

五 實例……………八九

第五編 信用を害する罪

第一章 貨幣を偽造變造するの罪……………九一

一 内國の通貨を偽造變造して行使したるもの……………九一

二 銅貨を偽造變造したるもの……………九二

三 偽造變造の準備を爲したるもの……………九二

四 情を知り雇はれたる職工……………九三

五 情を知り家屋を賃したるもの……………九三

六 偽造變造の貨幣を輸入したるもの……………九四

七 偽造變造貨幣を知つて行使せるもの……………九四

八 始めは情を知らざるも後ち知つて行使したるもの……………一〇一

九 行使前自首を爲したるもの……………一〇三

十 甲地より乙地に運送し、又た一時の上陸に止まるもの……………一〇三

十一 偽造場に船を賃したるもの……………一〇四

第二章

十二

真物と同じさまものを作りたるもの……………一〇四

十三

實例……………一〇六

官印を偽造するの罪……………一〇七

一

御璽國璽を偽造し使用したるもの……………一〇九

二

官廳の印を偽造し使用したるもの……………一一〇

三

産物什器に押用する印を偽造せるもの……………一一一

四

官印を盗用したるもの……………一一二

五

印紙切手葉書を偽造したるもの……………一一三

六

印紙再貼用……………一一三

七

官印偽造の未遂……………一一三

八

實例……………一一四

第三章

文書偽造罪一般の説明……………一一六

第四章

官の文書を偽造する罪……………一一九

一

詔書を偽造變造毀棄したるもの……………一二九

二

他の官文書を偽造變造毀棄したるもの……………一三〇

三

公債證書其他公證の文書に係るとき……………一三一

四

官吏が其管掌の文書を偽造したるとき……………一三三

五

官文書偽造と官印偽造の俱發……………一三三

六

電報用紙の偽造……………一三四

七

實例……………一三四

第五章

私印私書を偽造するの罪……………一三七

一

有價證券を偽造變造せるもの……………一三五

二

其他權利義務の證書偽造せるもの……………一三〇

三

實例……………一三三

第六章

免許狀鑑札疾病證書を偽造する罪……………一三五

一

氏名を詐稱して免許狀を受けたるもの……………一三五

第七章

二 公務を免る爲め疾病證書を偽造せるもの……………一三五

三 徴兵忌避の爲め疾病證書を偽造せるもの……………一三六

偽證の罪……………一三七

一 被告人を曲庇する偽證……………一三九

二 因て被告人無罪とありし場合……………一四〇

三 被告人を陷害する偽證……………一四一

四 因て被告人死刑に處せられたる場合……………一四二

五 因て其他の刑に處せられたる場合……………一四三

六 民事商事行政裁判の偽證……………一四四

七 鑑定人通事の詐言……………一四五

八 偽證者の自首……………一四六

九 偽證罪の成立時期……………一四七

十 實例……………一四八

第八章

一 度量衡を偽造するの罪……………一四九

二 度量衡を偽造して販賣せるもの……………一五〇

第九章

一 商人が偽造の度量衡を所持せる場合……………一五一

第六編

第十章

身分氏名を詐稱するの罪……………一五二

公選の投票を偽造するの罪……………一五三

生命身体自由名譽に關する罪

謀殺故殺の罪……………一五四

一 慘刻の所爲を以て殺したるもの……………一五五

二 犯罪をして其免れん爲め、又犯すに便宜ある

爲めの謀故殺……………一五六

三 誘導詐稱して殺したるもの……………一五七

四 誤て人を殺したるもの……………一五八

第二章

第三章

第四章

五 尊屬親を殺したるもの……………一五五
六 實例……………一五五

一 毆打創傷の罪……………一五六

二 單純の毆打罪……………一五九

三 毆打致死の罪……………一五九

四 毆打して人を不具者とあしたるもの……………一六〇

五 豫謀毆打……………一六二

六 索聯毆打……………一六二

七 人違毆打……………一六二

八 共同毆打の場合……………一六三

九 毆打の際所謂彌次馬の處分……………一六三

實例……………一六四

殺傷に關する宥恕及び不論罪……………一六五

一 過失殺傷……………一七〇

二 自殺の教唆者及び幫助者……………一七一

三 過失罪の實例……………一七二

四 自殺の實例……………一七三

五 擅に人と逮捕監禁するの罪……………一七四

六 人と脅迫するの罪……………一七六

七 墮胎の罪……………一七六

八 幼老病者を保護せざる罪……………一七九

九 幼者を略取誘拐するの罪……………一八〇

十 祖父母父母等の尊屬親に對する罪……………一八三

長上に對する殺人犯……………一八三

第十一章 猥褻姦淫重婚の罪

二 長上に對する毆打其他の罪……………一八四

三 長上に對し奉養を欠くの罪……………一八四

四 長上に對する犯罪には恩典を與へず……………一八四

一 公然の猥褻……………一八六

二 十二才未満のものに對する猥褻……………一八六

三 十二才以上のものに對する猥褻……………一八七

四 強姦の罪……………一八八

五 淫行媒介者の罪……………一九〇

六 有夫姦の罪……………一九二

七 重婚の罪……………一九二

第十二章 人を誣告するの罪

第十三章 人を誹毀するの罪

第十四章 隱私を漏告する罪

第七編 財産に關する罪

第一章 窃盜の罪

一 單純ある窃盜……………一九九

二 兇變に乗ずる窃盜……………二〇〇

三 門戸を破り屋内に入る窃盜……………二〇一

四 共同窃盜……………二〇一

正 持兇器窃盜……………二〇二

六 窃盜に準ずるもの……………二〇三

七 田野盜……………二〇三

八 家畜を盜むもの……………二〇三

九 窃盜に關する特別處分……………二〇三

十 親屬間の窃盗……………二〇三

十一 實例……………二〇四

第二章

強盜の罪……………二〇二

一

共同及持兇器強盜……………二〇二

二

強盜傷人致死……………二〇八

三

強盜強姦……………二〇八

四

強盜に準ずるもの……………二〇九

五

強盜罪の目的物……………二〇九

六

實例……………二一〇

第三章

遺失物埋藏物に関する罪……………二一一

一

本罪に関する實例……………二一一

第四章

家資分散者の藏匿罪……………二一三

第五章

詐欺取財の罪……………二二三

一

純然たる詐欺……………二二三

二

冒認の罪……………二二七

三

委託物費消の罪……………二二八

四

實例……………二二九

第六章

贓物に関する罪……………二三四

第七章

放火失火の罪……………二三五

第八章

洪水して財産を漂失する罪……………二三七

第九章

船舶を覆没するの罪……………二三九

第十章

家屋其他の財物を毀壞し動植物を

害するの罪……………二二九

第八編 違警罪

實用刑法の解釋目次終

實用刑法の解釋

東京法學院大學 卒業岩崎徂堂先生著

第一編 總說

第一章 罪の成立

罪とは一体どんなものである、悪事曲事とは聊か差がある悪事曲事若くは不正といふ事は、道徳上感情上法律上の罪惡を引き括めていふた語で、甚だ廣き意味を持つて居る、朝寢で愒怠で大酒吞で一家不和合を來たす男、如何にも善くない、道徳家に評せしめば、是位の悪人はあるまい、然しこれだけで、入牢した事も聞かぬ、御家騒動で或る忠臣が、悪人を殺した、又大石は吉良を討つて、仇敵

を復した、世人は其忠臣や大石を忠義無類として譽める、全く善き人達には相違ない、然し切腹斬罪を申付かつた、して見ると罪といふものは、吾々や道徳家の感情で定めるものでなく、國家が定めるものたる事は明かで、その國家が斯く、此れ、事を爲せ、又た爲すべからずと定めたる事に違背すれば、それだけの罰があるといふ事を、吾々が行つて始めて罪とあるので、即ち刑罰といふ制裁を付したる法律命令に違反した行爲で、權利の實行であく、習慣上不正ある所爲が、刑法上の罪といふものである。

よつて罪の成り立ちには、第一國家の定めた法律命令があつてはあらぬ、これを明文といふて、刑法にも法律に正條なきものは罰する事を得ずと記してある、第二には、犯すの意思を必要とする、如何ある行爲でも、之を犯さうとの意なきものは、罪とはあらぬ、悪い事である、罪とある事であると、承知して之を犯し、始めて罰せ

らる之を故意といふので、三歳の童子などは、この故意が天的に發達せぬ爲め無罪とある、第三に所爲が必要である、國家が明文を設けて、此を犯せば罰する、人がそれを承知して犯さうと心に決めればかりでは、心中の事ゆへ、未だ罪ありと謂はれぬ、其事を行つて始めて、罪とある、けれども又た、犯罪と知りつゝ故意を以て罪を犯しても、罰せられぬ事がある、正當防衛の如きもので、法律は此場合には、權利として人を傷害しても差支ないと命じたからで彼の角力の如きも打ち打たれても、殴打罪とはあらぬ、即ち第四に必要なのは、權利なくして犯したといふ事を要する。

第二章 罪を犯すも責任なきもの
及び罪の不成立

刑法では此事を不論罪又は罪の不成立及び宥恕と唱へて居る。

罪とあるには、意思と権利の實行でなき事を必要とするを述べた、されば意思に欠缺せし所あり、又た當然行つても善き事なれば、罪は成り立たぬ筈である、それはどんを事であるるか、刑法では一定して居る。

刑法上の意思を分拆して見れば、自由といふ事、辨別といふ事を含んで居る、右せんと欲すれば右、左せんと欲すれば左、思ふまゝにして行ふが自由なれば、今其意思の自由を何者にか、抑へられて左に右せられた時、即ち自分の意でなかつて、行つた場合は、其人の意でないゆへ、罪とある事を犯しても無罪である、又た是非善悪を識別する能力あつて始めて責任あるものであるに、東西も判らぬものが、何に行つても罪とある道理は無い筈、火は焼けるといふ事を知らずに、熱火鉢を握るやうの、阿呆か子供が、人の錢を持つて來ても、盜賊とはあらぬ。

一、意思の自由を欠く無罪 今茲に二人の男が山中に在るとして前面より猛獸が出て來て、甲乙二人の中をどちらか、噛み殺さんとせし場合に、甲が乙を突き飛ばして遁げた、それがため乙は、地上に仆れて遂に猛獸に殺されたとすれば、どうであるか、甲は乙を突き飛ばしたは、同情の無い所爲には相違ないが、斯かる急迫の場合には、他人を顧る道はない、即ち自由を失つて自分のみ逃げたのであるが、之れは無罪である、又た自分の友人が或る者の爲めに將に殺されようとして居る、その時丁度自分が通り合はしたので、何の考も無く、その殺さうとする或る者を、後より斬つて仕舞つた、自分は友人を助けやうとして人殺をした、しかし斯かる現在危難の侵害に對して、自分は他を顧慮する違なく、殺人犯をやつたのであるから、意思の自由を失つた行爲で、無罪とある。或は又た強盜押入り倉庫の番人に命じて、鍵を出さしめ、貨物を引

渡せ、そして大道に運搬し、若し聴かざれば殺すぞと脅迫された
 爲め、番人は倉より貨物を運搬して強盗に渡したとするも、此番人
 は意思の自由を失へ、其意に非ざるの所爲あるがゆへ、無罪である。
 此事を刑法では、抗拒すべからざる強制に遇ひ、其意に非るの所爲
 は之を論せず、又た自己又は他人の生命身体自由若くは、財産に對
 する現在の危難を避くる爲め已むことを得ざるに出でたる行爲は、
 云々之を罰せずと規定してある。

二、辨別を欠くの無罪 これは正邪善惡を識別する能力のなきもの
 で、精神に異状を來たし知覺の完備せざるものか、幼者の如き未だ
 知覺精神の發達せざるものは、辨別を欠くものありとして、刑法は
 之を罰しない。
 此部に入りて無罪とあるものは、精神錯亂者と十二歳以下の幼者瘖
 啞者である。

十二歳以上の幼者は、全く是非を識別するの智識を欠くはあいが、精
 神機能が未だ完全に發達せざるものとして、本刑より減等するに過
 ぎぬ、罪は成り立つて居る、たゞ未成年者といふ點より、恩典を與
 へたのである。

三、權利行爲より來る無罪 これは所謂正當防衛の事で、前に舉げ
 た例と殆んど同じやうに、友人が他人に殺されようとしてある場合
 に、其友人を助ける爲め、暴行人を殺傷して友人を救ふ、又た、
 自分が或るものゝ爲めに、斬られるといふ矢先には、我れ彼れを斬
 るにあらざれば、彼れ我れを斬る、先んずれば人を制すといふ急迫の
 場合、此の時に於て、我は彼を殺すは、正當防衛の權利として之を
 行ふ事を得る、斯る場合に人を殺傷したる我は、決して犯人でない
 寧ろ權利の實行である。

先きに述べた意思の自由を喪失したる場合と異なる點を示せば、自

由○喪○失○の○場○合○は○、天○災○人○爲○兩○つ○な○が○ら○の○危○難○の○場○合○で○、其○危○難○は○相○手○の○正○不○正○は○あ○い○、然○し○正○當○防○衛○の○場○合○は○、必○ず○人○爲○で○其○暴○行○者○の○相○手○の○所○爲○は○、不○正○に○出○た○る○事○を○要○す○、之○が○根○本○の○區○別○で○あ○る○、そ○れ○ゆ○へ○自○由○喪○失○の○場○合○は○、現○在○振○り○かゝ○つ○た○危○難○を○避○け○さ○へ○す○れ○ば○可○い○、其○程○度○を○越○へ○て○は○あ○ら○ぬ○、正○當○防○衛○の○場○合○は○、權○利○を○防○衛○す○る○爲○め○で○あ○る○か○ら○、權○利○を○防○衛○す○る○丈○け○に○必○要○あ○る○行○爲○は○必○こゝま○で○も○行○つ○て○よ○い○、自○分○の○生○命○身○体○財○産○上○の○危○難○は○一○時○免○れ○て○も○、權○利○の○防○衛○と○あ○ら○ざる○以○上○は○防○衛○に○あ○る○ま○で○其○行○爲○を○續○け○て○も○差○支○あ○い○、正○當○防○衛○の○事○は○、刑○法○は○第○三○編○第○三○節○殺○傷○に○關○す○る○宥○恕○及○び○不○論○罪○と○し○て○、殺○人○毆○打○罪○の○次○に○規○定○し○た○が○、新○刑○法○草○按○は○總○則○に○規○定○し○た○、之○は○總○則○に○規○定○す○る○方○が○順○序○で○あ○る○か○ら○、本○書○も○茲○に○説○いた○の○で○あ○る○。

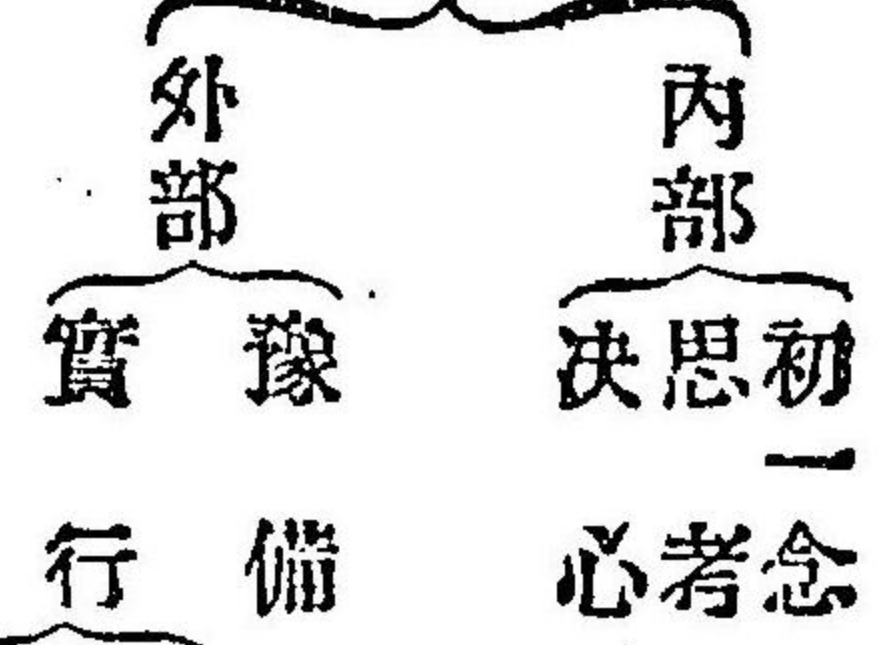
四、犯意なきより來る無罪 罪を犯すには犯すだけの意思を必要とする事は、前に述べた如くであるに、若し其犯意をかりしからば無罪であろう、但し刑法は法律に特別の規定ある場合は、此限りにあらずと規定した、之れは失火の如く、誰れも火を出さうと思つて出

すではあいが、ランプを破壊して過つて火事とありし場合は、犯意なきゆへ、無罪とせねばならぬが、延焼者の迷惑と維持上の必要よりして、罰金の刑に處せらるゝやうの、場合を指したのである。違警罪の多くも犯意を欠く犯罪と見らるゝ。

第三章 罪の未遂既遂

犯人の所爲によつて罪は成り立つのであるが、其所爲には種々の段階がある、先づ圖を以て示さう

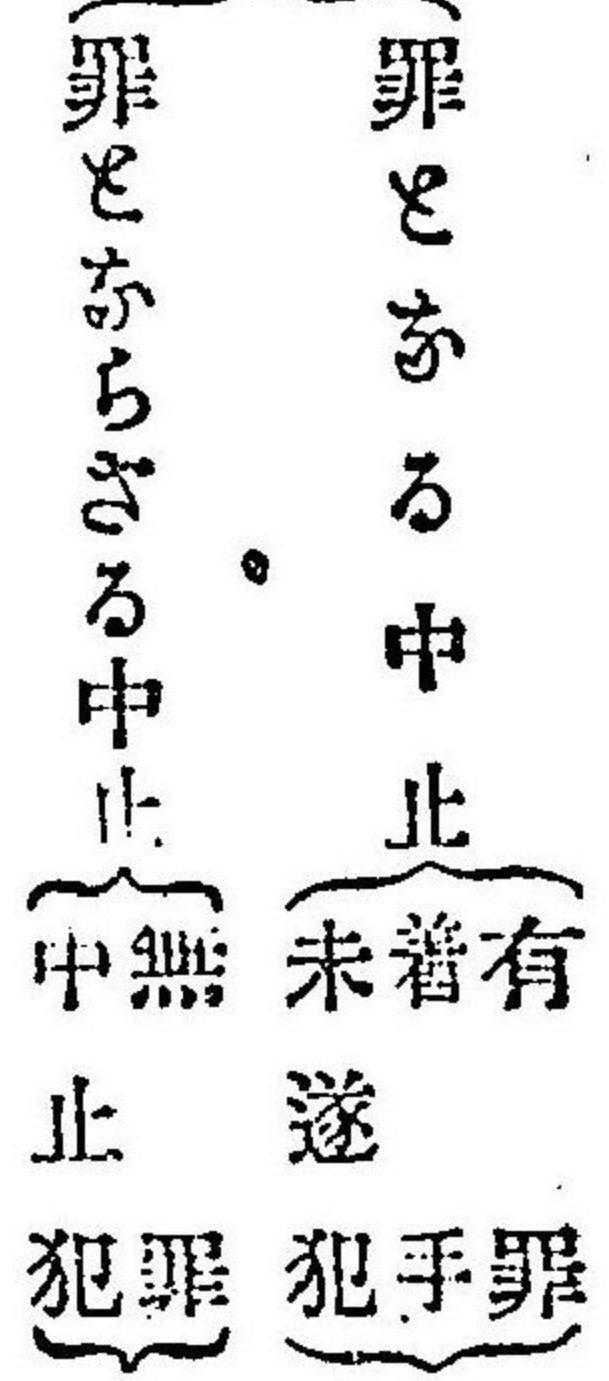
所 爲



不可
能

着手…中止…

執行
(未遂犯とあるもの
既遂(有罪))



平たく之を説明すれば、爰に一人あり金を盗まうとの初一念が起つた、いや人の物を盗むは悪い事ゆへ止めよう、しかし金があくてはとうする事も出来ぬ、エ、一思ひにやつとけろうと始めて決心が付いたこゝまでは、人の全く内部に屬して居るゆへ、判らぬ刑法も咎めぬ、さて決心がついたので、其準備にかゝつて、戸板を切る小刀を意を用意したが、小刀位で明かぬとて、之れは不能の事である、土蔵を見たばかりは止せば、犯人でもあんでもない、然るにナニ大丈夫と心得、土蔵の戸前に立つた、もはやこれまでにあれば着手

手といふものである、けれども、此土蔵は、容易に開くものでないと、自分の心で止して仕舞へば、所謂中止犯で、尙は無罪であるに是位の土蔵錠前を破るに何の難き事あるとて、イザ小刀を以て、錠前切に掛つたとすれば、着手の行爲は了つた、然るに人の足音の爲め、中止するか、小刀の切れざる爲め、中止しても、こゝまで運べば、着手未遂犯といふもので罪とある。

未遂犯に今一つある、それは欠効犯といふ、例へば今の窃盗がまんまど錠を切り破り、土蔵の中に入るは入つたが、空蔵で鼠ばかり居つて、財物が一つも無いとすれば、窃盗の目的を達する事が出来ぬですごく還つた、然し犯人は總ての行爲を實行したので、たと財を取れぬといふ丈、行爲は既遂と同じである、之を欠効の未遂犯といふ、既遂犯とは財を一物でも取つた、時の事で、普通の犯罪といふは此の二つの、未遂以上既遂でなければ、罰せぬ事にあつて居る。

尤も豫備も國事犯の如き重大なる犯罪には罰するも、その時は必ず特別の明文を以て示す。

第四章 數罪俱發又併合罪

ごもいふ

甲ある悪人東京にて窃盜を爲し、静岡にて強盜強姦を爲し、未だ縛に就かぬのを幸ひ、名古屋で詐欺取財を行つた、甲は悪運の強い男でこれでも其罪が知れざるを幸ひとし、大阪に乗りこんで、千日前あたりで、一寸としたスリをやつた、運の盡きか鈍間か、手もなく捕縛された、然して検事局に廻はされたとき、東京よりも静岡よりも名古屋よりも、大阪の検事局に人相書が廻わつて居た爲め、検事が透かさず訊問すると、果して此甲あるものであつて、四罪一度に發覺したとする、何れも此四罪は未だ裁判を経ぬものである之を稱

して數罪俱發といふのである。

故に數罪俱發は一人にて犯した二ヶ以上の罪が、有罪の確定判決を経る前に於て、發覺したる状態を指していふ。

これにも種類はある、前例のやうに一つも確定判決を受けぬ内發覺する場合と、一つ確定判決を受けたるが、其以前に犯した罪が其後發覺したる場合である。

次に一つ行爲で、二個以上の法律に觸れる場合もある、徴兵忌避の罪は、刑法にもあれば、徴兵令にもある、二の法律の中で、重い罪によつて處斷する。

數罪俱發の處分に就ては、犯した丈の罪を悉く罰すと云ふ主義と其内重い罪を一つ罰すといふ主義とある、一を併科主義といふ、一を比較從重主義といふ、日本刑法は、一の重さに依つて處斷するあるがゆへに、二の主義を採つた、然し軽い違警罪は併科主義である。

新刑法草案は併合罪に付き二ヶ以上の裁判ありたるときは、其刑を併せて之を執行すと規定したゆへ、併科主義であるが、但書に死刑を執行するときは他の罪を執行せず、懲役又は禁錮を執行すべきものは、他の罪を執行せずにして、公権剝奪没收、罰金科料のみ併科するやう、規定ある、又た有期の懲役と禁錮と併合した際は、重き懲役を執行すとあるを見れば、結果其主刑又は従重論に従つたものと同一である。

第五章 再犯

一の犯罪ありて有罪の確定判決を受けたる後、再び罪を犯し發覺したる状態を再犯といふのであるが、其處分法に付ては、西洋各國でも、種々の主義があつて、日本でも現行刑法と、改正刑法草案とは違つて居るゆへ、この二つの差を簡単に説く事としよう。

現行刑法では、何々の刑に處すとの確定判決ありさへすれば、其刑の執行を受けずとも、其後再び罪を犯したる際、再犯として處分する、故に欠席判決を受けたるものでも、再犯加重の處分を受ける、而して其處分法は。

- 一、先に重罪の刑に處せられたるものは、再犯も重罪であければ加重とあらぬ。
- 二、先に重罪輕罪の刑に處せられたるよりは再犯輕罪であければ加重されぬ。
- 三、先に違警罪あれば再犯も違警罪

即ち再犯加重とするには、再犯の罪が初犯と同等若くは、初犯より輕きときにて、初犯より再犯の罪輕ければ、加重するの必要をいふした。

然るに新刑法草案は、單に確定判決あつたのみでは、再犯として處

分しさい、必ず其刑の執行を受けて後ち、或る期限内に再び犯した
 ものとて主義を採つた、この根本の主義が非常に違ふ、再犯を加重
 して處分するは、犯人を懲らす爲めであれば、一度も苦役の味を知
 らぬものあれば、加重しても效がない、結果は數罪俱發と同じであ
 れげ、草案の主義が至當であると思ふ。
 其處分法に付ても、左の如く規定してある。

懲役に處せられたるもの、其執行を終り又は執行の免除ありたる
 日より十年内に、更に有期懲役に該る罪を犯したるときは之を再
 犯とす。

懲役に該る罪と同質の罪に依り、死刑に處せられたるもの、其執
 行の免除ありたる日より、又は減刑に依り、懲役に減刑せられ其
 執行を終り、若くは執行の免除ありたる日より、十年内に更に有
 期懲役に該る罪を犯したるとき亦同じ。

併合罪に付き處斷せられたる者、其併合罪中懲役に該る罪あると
 きは、其罪最重の罪に非すと雖も、再犯例の適用に付ては、懲役
 に處せられたるものと看做す。
 再犯の刑は其罪に付き法律に定めたる懲役の長期の二倍とす。

第六章 共 犯

共犯とは數人連合して、一つの罪を犯す事をいふ、數人連合する場
 合には、實行の任に當るものもあるたらう、又た指揮するものもあ
 るたらう、單に補助に過ぎざるものもあるたらう、が孰れも一罪を
 犯す爲めであれば、皆共犯者として處分せらるゝ、されば其責任
 は孰れも皆同じかといふに、そうはいかぬ、例を以て之を示すに
 甲あるものがあつて、乙丙を唆かして、汝等二人にて竊盜をして來
 いと命じたる場合に、乙丙は或る家に忍び込まうとしたが、塙が高

く、却々入る事が六つかしい、幸ひ丁が通り掛り、普通では此塀を越す事は出来ぬゆへ、持ち合せの繩梯子があるから、之を掛けて入るべし、其内己れが見張りをしてやろうと云ふので丁の繩梯子を以て、塀を乗り越へ、首尾克く財物を盗んで来たとするに甲乙丙丁皆其責任が同じとすれば、丁は誠に重に過ぐる、そこで刑法は此間に區別を立て、甲を教唆者とし、乙丙を實行正犯者として丁を従犯として各々其處分を異にした。

正犯といふは二人以上共同して犯罪實行の中心となつたもの、教唆者とは人を教唆して犯罪を實行せしめたもの、従犯とは正犯を幫助して其犯罪實行の手助けを爲し、正犯を容易ならしめたるものである。

此教唆者は自ら手を下さずとは雖も、發頭人であつて見れば、其情正犯よりも重い、しかし實行はせぬ、そこで、實行した正犯と同じ

責任とした、従犯はたゞ人の犯罪を容易ならしめた人で、發頭人でもなく、實行正犯者でもない、幾分か軽い所もあるとして、教唆者正犯よりは、減等して處罰する事にあつて居る。

それから起る問題は、此教唆者を又教唆したものゝ處分はどうか、現行法には明文はあけられ、新刑法草案には、矢張り教唆者として正犯と同じく論じてある、次に従犯の教唆者は如何といふに刑法には何れにも明文はあけられ、理屈一篇よりいへば、教唆の教唆も従犯の教唆も又た従犯の従犯も、只た體様を異にするといふ丈で、夫れ自身一体の原動力に加効して居るのであるから、皆有罪ありとの學者もあるが、之に反對の人もある、兎も角新刑法草案に従へば、教唆の教唆だけ、明文を以て明にし、其他を規定せぬゆへ無罪とする積りである。

犯罪には身分ある爲め、罪とある種類がある、監守盜の如き、官吏

といふ身分がなければ、犯罪は成立せぬ、普通人が盗めば、普通の盗罪で、監守盗とはあらぬ、若しも其官吏と他の人と共同して其監守盗を犯せばどうである、明文のなき以上は、身分なきものは、監守盗とあらず、普通の犯罪とある、そこで、草案は此場合には普通人も監守盗に問ふといふ明文を設けた、即ち犯人の身分に因り構成すべき罪を共に犯したるときは、其身分なきものと雖も、仍は共犯とすと規定す。

第七章

宥恕減輕酌量減輕

自首減輕

宥恕減輕とは、幼者瘡痍者等法律上當然の減輕法で前の不成立の序でに述べた、よつて酌量減輕と自首の減輕を述べよう。
酌量減輕 犯罪の情狀に於て憫諒すべきものあれば、判事の酌量に

よりて、減輕する事を得る事で、新聞紙あぞを見ると、放蕩の息子があつて、親の意見も用へず、亂暴で持てあまし者の爲め、其親が社會の爲め家の爲めにあらずとて一徹短慮にも其放蕩兒を殺した場合あるとする、親が子を殺すはよくくの事であるとして、判事は之を不憫に思ひ、其情狀を酌量して、一等減じて處分する、之が即ち一の法律の恩典で、或る辯護士は、之の酌量減輕を稱して、法律の

涙であると謂つたが、明言である。
此の減輕は法律上の宥恕減輕自首減輕をした、其上に又た輕減する事を得る、判事の手加減減輕といつてもよい。
自首減輕 自首は罪を犯して未だ官に發覺せざる前、相當の官廳に自分の罪を自訴する事で、之にも減等を與へる、蓋し國家は成るべく犯人を悔悟せしめて、罪人を少くしたい爲自首を獎勵して居る其の方が官の手數も省け犯人も減等され便宜であるからで、尤も昔

も此自首はあつたと思ふ。
 財産に對する罪を犯したる場合には、官に自首せずとも贓物を返還して持主に自首すれば、官に自首したと同じに減等さる。

第八章 刑の種類

罪あれば刑ありで、必ず制裁が之に伴ふ、其刑にも種類があれば、左に之を掲げよう但し新刑法草案は、現行法とは大に種類を異にせるゆへ、參考の爲め、左に對照して記るさう

重罪の主刑(現行法)
 (新刑法草案)

- 一、死刑
- 二、無期徒刑(定役に服す)
- 三、有期徒刑(同) (十二年以上)
- 一、死刑
- 二、懲役(無期) (無期) (有期) (一年以上)
- 三、禁錮(無期) (有期) (一年以上)

- 四、無期流刑(定役に服す)
- 四、罰金 壹圓以上

- 五、有期徒刑(同) (十二年以上)
- 六、重懲役(定役に服す) (九年以上)
- 七、輕懲役(同) (六年以上)
- 八、重禁獄(定役に服せず) (一年期懲役に同)
- 九、輕禁獄(同) (同)
- 輕罪の主刑
- 一、重禁錮(定役に服す) (一年以上五年)
- 二、輕禁錮(定役に服せず)
- 三、罰金 貳圓以上
- 違警罪の主刑
- 一、拘留(一日以上)
- 二、科料(五錢以上)
- 一、拘留(一日以上)
- 二、科料(十錢以上)

新刑法草案は違警罪を認めず

- 一、 剽奪公權
- 二、 停止公權
- 三、 監視
- 四、 罰金
- 五、 沒收

- 一、 剽奪公權
- 二、 監視
- 三、 沒收

第二編 皇室に對するの罪

皇室とは申すまでもなく、おそれ畏くも一天萬上の陛下の御一族と稱し奉る、日本臣民として、斯のやうある罪を犯すもの一人もなく、刑法にこんな事を規定するは、老婆心に出で、却つて恐れ多い事ではあるが、たは仆れぬ先きの杖、もしあつたらばといふ所より、斯かる罪名を規定する次第で、歴史を緋けば又萬更あいとも限らず、北條高時あが後醍醐天皇を隱岐に流し奉り、又た足利が大塔宮を弑し奉りし如き、うたが疑もなく、今日の皇室に對する罪を犯したのである。

臣民として陛下の御一族に對し奉り、不敬罪危害罪を犯すは、天下廣しと雖も、此上もなき大罪悪人あれば、普通人の我々同志あれば、あんでもあも事まで嚴罰を加へる此事は、西洋でもそうであるが、あ忠孝を重んずる、我日本は、特に皇室に對する罪を重く罰する事に

あつて居る。
 向後幾千年経つても、明治以後の臣民に限つて、皇室に對し奉り、罪を犯さうとするものなき事は著者斷じて保證する、それゆへ著者は餘り多く、皇室に對する犯罪の事を述べまいと思ふが、刑法に規定しあるを以て、聊かたりとも左に述べおく。

第一章 皇室に對する危害罪

一 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子に對し、危害を加へ又は加へんとしたるものゝ處分。
 これらの御方々に對し奉り、苟くも御生命を損はんとするか、又た御肉體を傷けるか、或は御自由を束縛せんとするか、將た又た御貞操に關する所爲あるときは、一も二もあつて死刑に處す。
 右様の所爲は前述ふる如く、臣民としてある筈なく、よしありと

しても行はるべきものにはあらず、それゆへ、實際行はれずとも行はんと準備をなしたる丈でも、容捨なく死刑に處する、危害とは右に云ふ生命肉體自由貞操等御身體上に關する事で、御名譽に關する事は、後の不敬罪の中に入れある、但し田中正造の直訴の如きは、危害を加へたるにもあらず、又た加へんと欲したるにもあらず、去ればとて、不敬の所爲を働かんとしたるにも非るゆへ法律はとうく罰せず仕舞ふた。

二 皇太孫に對するときの處分

前には皇太子までの事であつたが、皇太孫に對し、危害を加へ又は加へんとしたるときは、どう處分するか、現行刑法では、皇太孫を普通の皇族と同じにしてあるが、やがては、天皇におあり遊ばさるゝ方ゆへ、刑法改正の曉は、矢張り天皇皇太子と同じ事にあるであらう。

三 皇族に對し、危害を加へたる者、又た加へんとしたる者
 皇族と申し奉るは、天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇
 太孫を、除きたる他の皇室方を稱し奉る語で、皇太子妃、皇太孫
 妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を申す、此方々に對
 し危害を加ふるも、頗る不忠極惡の至りあれば、危害を加へたる
 ものは死刑に處し、又た加へんとしたる者は、無期徒刑に處す、
 少し前と異ふは、天皇、三后、皇太子、に對しては其危害を加へ
 んどしたるものまで、悉く死刑に處し、皇族に對するときは、既
 に危害を加へたるものと、又加へんとしたるものとを區別し一は
 死刑一は無期徒刑としたる點で、之れは天皇と、たゞの皇族とは
 御身分が違ふより來る區別であるが、それにしても普通人に對し
 ての罪と比較しては、雲泥の差がある。

第二章 皇室に對する不敬の罪

一、皇族に對し不敬をなしたるもの
 不敬罪も亦た天皇、三后、皇太子、其他の皇族方に對するによつ
 て、處分が異なつて居る、天皇、三后、皇太子に對し、不敬の所
 爲を加へた者は、三年以上五年以下の重禁錮に處され、貳拾圓以
 上五百圓以下の罰金を取らるゝ、また皇族方に不敬を加へれば、
 二月以上四年以下の重禁錮で、拾圓以上百圓以下の罰金に處せら
 る。

二、皇陵に對し不敬を加へたとき。

天皇御代々の御墓所に對し、不敬の所爲を爲せば、取りも直さず
 天皇御自身に對し奉り、不敬を加へた事と同じにあるゆへこゝは
 決して許すべきでない、普通の人情より考へても、墳墓を辱しむ

るやうな野蠻蒙昧の無賴漢は、當主に對してもとんち無禮をなすかも知れず、イヤ吾々の墓所でも之に無禮を加ふる奴あれば、直接自分が辱められたと同様に憤る。況して尊き方々の皇陵に對して不敬の所爲をなす如き、天皇御自身に不敬を加へたと同じに三月以上五年以下の重禁錮、貳拾圓以上貳百圓以下の罰金に處するは、尤も至當の事である。

三、不敬とは如何なる事

刑法にある不敬といふ文字は、學者に依り大そう難しく解釋するが、詰りは無禮といふ意味である。即ち罵詈、嘲笑、誹毀、侮辱等の方法で、尊き方の威嚴を潰がす總ての行爲をいふので、言葉で云ふも、文字で示すも、其のやり方は、とんちでも、苟くも尊き方に、御無禮を加ふれば不敬罪とある、それゆへ、敬禮を行ふ場合に、空とばけて敬禮をせぬのも、矢張り不敬罪に問はれる、

去りながら、尊き方を拜し、餘り有り難た過ぎて、神佛を拜むやうに、拍手を打つなどは不敬とはあらぬ、これは精神に不敬を加へやうとする、意志があいゆへである。

第三編 國事に關する罪

第一章 内亂の罪

刑法の内亂罪といふは、世に國事犯と唱へるもので、志士が時の政治を悦ばず、大臣を殺して新なる政治を布ふと、總理大臣以下を暗殺しようとして企てたり、西郷隆盛のやうに、薩南の健兒を率ひて、正々堂々時の政府に反旗を翻へす如き、大井憲太郎、小林楠雄、新井章吾等の大阪事件、河野廣休等の加波山事件、來島恒喜の大隈伯暗殺事件などは、最も好き國事犯の適例である。

こんな風の犯罪であるから、國事犯は懲がある、尤も政治を改革しようとする、懲はあるに相違なきも、私懲……金が懲しいとか……あんどかいふやうな懲でない、それゆへ、同じく國家の罪人あがら

強盜盜罪や、詐欺取財罪を犯した犯人とは多少其取扱を別にしてある、例へば、獄中に在ても、待遇を善くするとか、定役のある罰に處さぬとか、外國へ逃亡すれば、外國では國事犯人を罪人として取扱はぬ、といふやうな次第柄、一方より見れば、小盜人とは事違ひ國を盜む大盜賊は國事犯ゆへ、却つて恐ろしい罪人といふこそ至當である。

一、朝憲を紊亂せんとして兵を擧げたるもの。

これは刑法の條文に當て條めれば、百二十一條で、朝廷の政治のやり方が、氣に喰はぬとて、之を覆ふとして兵を擧げたもの、西郷隆盛のやうな人をいふので、難しく言へば、憲法を破壊して新政治を布かう、それにしては、腕づくであければ、逆も朝廷を覆す事が出来ぬと時の政府に謀叛をする事である、これ丈の仕事は一人りや二人りでやれるものでない、必ず澤山の同士がある、法

律は其役割によつてそれ／＼罰を異にして處分する。
 首魁……は大將とあつたもの、謀叛人の張本と、此の張本を教唆したるものは、死刑、刑法が改正にあれば、新刑法では其場合に依り、無期禁錮に處する事もあるたろう。
 參謀又は一方の大將……は總大將と色々相談をしたり、大隊長とか聯隊長とか、首魁の片腕にあるもの、先づ四天王の地位に坐るもの、無期流刑か、有期流刑、之れも新刑法にあれば、五年以上の禁錮又は無期の禁錮とあるであらう。
 兵糧方……之れは重禁獄。
 雑兵……大將の指揮命令に従ひ働くもの、二年以上五年以下の輕禁錮。

二、内亂を起さうとて人民の米穀金錢を奪つたもの。

一体謀叛を起すには兵糧が入る、張本人が金を出して買へば兎も

角、却々續くものであゝ、必ず民家を掠めて之を奪ひ去る、實は大強盜である、さすれば強盜罪に處分しても差支ないのであるが既に内亂罪を起すといふが目的ゆへ、其目的の方に重を置いて、國事犯を犯したものと同様に處分する。

三、當路の大臣を暗殺したるもの。

丁度來島恒喜のやうな奴を指すので、彼の時は大隈伯が外務大臣で、條約改正をする際であつた、其改正の中に、外國人を裁判官に任用し、土地所有權を、外國人に與へてもよろしいといふ事がある、來島の思ふには、こんな改正をするあれば、寧ろせぬ方がよい、今まで論客が口を酢にして攻撃したが、大隈伯は頑として動かぬ、それでは止を得ないから、殺すより外、他に此改正を中止する方法がないと、爆烈彈を用意して、大隈伯が外務省へ今馬車で乗り込もうとする一刹那、來島は馬車の中へ、其爆烈彈を投

り込んだ、幸ひ伯の生命は取り止めたが、片足があくあつた。島は充分仕留めたと思ひ、直ぐと備前長船の銘刀を持って我れと我が咽をぐさどやつて即死した、本人が死んだゆへ、裁判するに至らなかつたが、之れが好適例である、西野文太郎の森文部大臣を殺したのは、政治に關係せぬゆへ、國事犯とはならぬ、しかし來島が生きて居れば、無論死刑に處せられたであらう、新刑法は殺しそくかどば、無期の禁錮にする。

四、内亂の準備をなしたものと、及び自首したものと

兵隊を集めたり、兵糧を積んでイザといふばかりに、見付けられたときは、内亂を起したものとより一等を減する、新刑法は十年以下の禁錮に處す、それでは、官に見付からぬ内、自首したものはさうであるかといふに、普通の重罪では罰を減する丈であるが、これは國事犯であるゆへ全く構あしとして、本刑を免さるゝ。

内亂の手傳人。

譯を知つて鐵砲や刀を貸したものが、金錢米穀を買いたもの、また相談するに家を貸したものと、雜兵の世話を爲したものと、兎も角内亂罪を起すを知つて、種々の便利を與へたものは、二年以上五年以下の輕禁錮に處す、新刑法では少し重くあつて、七年以下の禁錮に處す。

五、内亂にかこつけて、人を殺し財産を奪つたもの。

イヤハヤこいつ甚しき横着者、こんな奴は政治をいふ高尚の心を持つて事を起すのでなく、自分の私慾の爲めに、國事犯をだしに遣ふ奴ゆへ、國事犯の待遇をしてやつては勿躰ない、通常の強盗人殺の大罪に、あて餘めて處分するが至當として、刑法は其中でも一番重き罰を當てゝある

第二章 外患の罪

日露開戦の當時でいへば露探である、之を刑法で外患に關する罪、又は、背叛罪ともいふ、露探にも種々ある、外國と通譯して戦争を併加しめたもの戦争中外國の軍隊に加つて本國に敵對したものの、戦争中敵兵を本國に導いたもの、裏切をしたもの、本國の軍機を漏したるもの、軍備品を敵に交付する御用商人等、これ等は肉を喰ひ骨をしやぶるも、あき足らざる、大惡無道の人非人ばあるから、刑法も極刑に處する事にしてある。

一、敵國に附從し敵兵に隨從したるもの。

此奴甚だ惡むべきもの、無論死刑は當然である、刑法で此の事を外國に與みし本國に抗敵し、又は外國と交戦中同盟國に抗敵し、其他本國に背叛し敵兵に附屬したるものは死刑に處すと規定しあ

る又た新刑法では、外國に通謀し帝國に對し、戦端を開かしめ又は敵國に與して帝國に抗敵したる者は死刑に處すと規定す、日本臣民として、こんあ奴のあろう筈はあけられども中には高橋門三九如き奴輩もあれば、金に眼が眩み易い奴はあんども、知れぬ險呑の奴ゆへ、斯くは規定してある。

二、内應したるもの

戦争中敵兵を本國戦線内に導いたり、肝要ある城塞を敵に交付し、本國の兵器彈藥を敵に送付するもの、軍隊の機密を敵に漏すもの、敵に要の道を教ふるもの、敵の間牒を引き入れるもの、軍事用品を敵に交付するものを總じて、内應罪といひ、輕くも有期流刑以上死刑を以て處分する。

第三章 國交に對する罪

此は新刑法が新に加へた項目で、日本帝國に滞在する外國の君主公使を以て、暴行を加へ侮辱を與へたる者を罰する法律と、外國に對し私に戦争を開かうとするもの戦争中局外中立に關する命令に違背したるものを罰する爲めとある、私に戦争を開く事と、局外中立を布告した場合に、之を違背する事との二は、固より規定があつた、あせ國交に關する項目を加へたかといふに、大津で津田三藏が、露國皇太子を殺さうと暴行を加へた時、現刑法では、其項目があいゆへ日本人の普通の殺人罪に於ける、法文で罰するより外ない、それは國際上甚だ面白くあといふ處から、新刑法は新に項目を設けた次第で、帝國の人民同士に、暴行侮辱を加へた犯罪よりは、幾分か重くしてある、外國を侮辱する目的を以て、外國の國旗などを破毀汚瀆するも此中に入る。

第四編 社會の公益に關する罪

第一章 兇徒聚衆の罪

兇徒聚衆といふも始めより博徒とか、無漢頼とかの、肩書付のものゝみを指すのではな、純然たる良民でも、何かの目的があつて、多人數相集り、暴動を企てさいすれば、兇徒聚衆の罪とある、尾銅山鑛毒被害民が、善良の人民あるに係らず、銅山採掘を中止して貰ひたい、租税を免して貰ひたいと、内務省や大藏省に嘆願するばかりでは、兇徒聚衆罪とはあらぬ、暴動を謀つて始て此の罪に問はれる、然し前橋地方裁判所で、明治三十一年に、被害民が此罪に問はれたのは、渡良瀬川の沿岸で、巡查や警部の説諭を聴かあいで、却て巡查警部に暴動を加へたからである此罪には、暴動を既に爲し

たるものと、暴動を謀りたるものとの區別あつて、各其處分を異にしてある。

一、暴動を謀りたるもの

これは暴動を爲すべく、多数集つて目的の場所へ押し掛けやうとする際、官吏に聞こえ、官吏が其不心得なる事を説諭しても、承知せず尙ほ解散せず、暴動を達せんとする者達の事で、一人二人りであさゆへ夫れく役割に従ひ、其處分を別にしてある一寸注意しおくは、官吏の説諭を受けて、速に解散すれば罪とあらぬがそれを強情にも暴動を行はんとするから罪とあるのである。

首魁及び教唆者……之れは暴徒の張本、又は暴動者の事で、三年以内の重禁錮に處す。

附加雷同せるもの……張本人の命令通りにワイく騒いで、之に附随するもの、其實あまり丁見の確としたものでありゆへ、五圓

以下の罰金位に過ぎぬ。

二、暴動を爲し遂げたるもの。

官吏の説諭を受けて解散しおかりでなく、官吏を強迫し、民家を騒かし、官廳に押し寄せ暴行を爲したるもの、これ等は暴動の目的を達したるものゆへ其罪前者と同日の論であり、三十一年足尾銅山被害民は之に問はれたのであつた。彼等は、渡良瀬川を渡りて、内務省に押し寄せよふと出掛ける途中に、警官に止められたると被害民は警官を打つ、あぐる、斬るといふ喧ぎあれど其中群馬栃木の警官が追ひく集り、職権を以て抜刀にて防いだゆへとうく被害民は、内務省まで押し寄せずに捕縛にあつた、然し早く出た者は、古河まで来て此處で噛み止められ、僅五十人ばかりの總代が内務省に押し寄せたのである。

此の暴徒の首魁及び教唆者……は重懲役に處して、前の首魁とは

甚だしき違ひがある。

暴動を働いたもの……嘯集に應じて一方を助けたものは勿論、働いたものは輕懲役とある。

附加雷同者……例のワイく連は、貳拾圓までの罰金で事は済むも、前のものは僅か五圓までとある。

三、暴動の際人殺放火を爲したるもの。

暴動を働いて居る最中、常あれば殺す積りはないが、勢ひ込んで居るゆへ人を殺したり火を蹈ちらし、遂に其家屋官廳などを燬いたものは死刑にある、それを知りつゝ、之を制めざる首魁も、亦た同じ死刑に處せらるゝ。

第二章 官吏に抵抗するの罪

よくある事で、醉漢が巡査に打つてかゝつたり、生意氣の書生が、

巡査をひやかしたり、又た收税官吏の検査を拒んだりする事は總て官吏抵抗の罪とある、つまり官吏が其職務を行ふを妨害するゆへ官吏の職務を妨害する罪ともいふ。

一、職務執行に抵抗するの罪

例の收税官吏が検査を行ふ際、之を拒んで検査をせしめざるやうなとき、又は巡査が令状を執行しようとする際、其巡査を打つ等の事は、能く適當せる例である、しかし、これには暴行強迫を以て其官吏を脅やかしたときに限り罪とある、口でイヤです、位では、此罪は成り立たぬ、其官吏に打つてかゝり、爲めに官吏は職務を執行し得ずして歸る如き、又た其官吏に向ひ汝の子を焼き殺すやと脅迫され、官吏も驚いて、逃げて去つたやうのとき、始めて此罪が成り立つ、罪に成つて、どの位の罰金といふに、四年以内の重禁錮と五拾圓以内の罰金で、官吏の職務を妨害するの外

官吏の爲す事の出来ぬ事を無理に暴行脅迫を加へて爲させるのも罪は同じである、官吏の爲すべからざる事を爲さしめたとは、農商務大臣の手足を抑へて、無理に官林拂下に印を捺させるやうな事である。

二、此際官吏に傷を負はしたるもの。

掌で打つた位は、前の場合で済むが、微かありとも、官吏に傷を負はしたものは、すつと其罪は重い、殴打創傷の本條によつて處断され、其上一等を加へらるゝゆへ、輕くて五年、もし打ち所でも悪く、後で其官吏が死んだといふ場合には無論死刑に行はれる。

三、官吏を侮辱する罪

これも能くある事で、亂暴生書に説諭をしようとして、巡査が呼び止めたときあやに、其書生が巡査の面前で、阿呆とか馬鹿とか、暴言を吐くと、官吏侮辱の罪とある、口で言ふばかりでなく、尻を

出して叩くのも、矢張り侮辱である、此他新聞や演説で、悪くいふのも同じ罪とある、巡査のみでなく、總ての官吏に對して、斯う云ふ事を爲ると、一年以内の重禁錮、五拾圓以下の罰金を科せらるゝ。

第三章 囚徒逃走の罪人を

藏匿するの罪

囚徒といふは、罪を犯して獄に繋がれて居るものを指すので、俗に罪人とか、めしうとどかいふものである、此者が獄舎を破り逃げ出たせば、囚徒逃走の罪とあり、先きに犯した罪もあるゆへ、いよいよ重き罪とある、牢破りといふが之れである、又た罪人を藏匿するとは、犯罪人といふ事を知り、之をかくまい置く罪で罪人といふ事を知らなければ此罪とはあらぬ。

一、亂暴して獄舎を逃走したるもの。

たゞさへ逃げ出せば、六月以内の重禁錮に處分さるゝのであれば亂暴にも牢を破り、監獄の官吏に暴行脅迫を加へて、逃げ出したものはすつて罪が重い、さうしても三年位の重懲役にやられる又は一人で逃げると數人通謀して逃ると、其の情に於て惡む處もあるゆへこれも幾人か相談して逃げれば、それだけ、一等を加へらるゝ。

二、逃走を助けたるもの。

囚徒の逃走を助けたものも、それ丈の罪を被るければならぬ、尤も之れには區別がある、普通の人が助け、監獄の官吏が助け、大へんに違ふ、普通の人が小刀とか鋸又は刀劍を貸して囚徒の逃げる方法を教へて、そして逃がした場合には、三年の重禁錮で済むが、囚徒に手傳つて、官吏に暴行脅迫を加へ、また自

分がわざ／＼牢に忍び入り、囚徒を掠め奪ふやうな、助け方をすれば、罪が重くあつて五年の入牢を申付かる。

監獄の官吏でありながら、自分が監守する囚徒を、逃走せしめしなるときは、上官に對し暴行脅迫をせすとも、普通人が逃走を助けたより重く罪せらる。こんな事のあるう筈は毛頭なければ、苟くも官吏として、囚徒を逃がさず、怪しからぬ事であるから……が昔から地獄の沙汰も金次第といふ事あつて、薄給の巡査看守あつて、若し金持の囚人と仲善くあり、逃がして呉れさへすれば、一生安樂に生活する丈の金を貰うといはれると、一寸心の變らぬとも限らぬ、其時の豫防である。

三、親族の逃走を藏匿したるもの。

親族の間柄は人情の籠つて仲であるゆへ、罪を犯したものがあつても、成るべくは逃がれる又は逃したいといふが、普通の人情で

ある、忠兵衛が封印付の金を遣ひ込み、罪人とあつて御尋ね者で逃げ出せば、新の口村の親は、道がに、親子對面はせざるも、逃がれる丈は逃がさんと、旅費を呉れて、梅川もろ共落したは、親子として左もある事、これ等は明治の今日でも、其罪を論せずとして、其逃走を助け、又た罪人を藏匿つた親子兄弟を無罪にしてある。

四、他人が罪人を藏匿したる場合。

罪人と知りつゝ藏匿ふるは、見ず知らずの他人ではある、何かの縁があるに相違ないが、しかし親族の間柄でない以上は、朋友であるうが、恩人であるうが、他人と言はねばならぬ、情に於ては不憫の所あるにもせよ、親族間の如く無罪とはならぬ、一年以下の輕禁錮で貳拾圓位の罰金は取られる、若し重罪人を藏匿すれば其上一等を加へらるゝ。

第四章 附加刑の執行を遁が

るゝの罪

罪を犯せば、其罪の重輕に従つて、監視が付くことが、身分ある人であれば、官吏公吏にある事が出来ぬとか、或る年限間官吏公吏名譽職に就くと止めらるゝといふ事がある法律上では、之を附加刑といふ此の附加刑を付けられたものは其間穩便に之を守るべきであるに、監視を破つたり、公權停止中にも係らず、人を胡麻化し官公吏の職に就くものは、随分あるやうに見受ける、されば折角法律が設けた附加刑執行も何にもならぬ、附加刑を設けた理由は、斯ういふものを附加して、其罪人が獄中以外の行狀を監視するのであるから、謹慎が否やを最寄の警官が能く注意するので、其年限中に之を破るやうの事あれば、忽ち罪とあつて、再び牢屋に囚はる。

第五章

私に軍隊用の銃砲彈藥を製造し及び之を所有するの罪

軍事用の銃砲彈藥は、軍機の秘密に關するものゆへ、決して人民の製造所有する事を許さぬものである。平時に在つては、誰れが見ても何んでもあきものゝ、イザ今度のやうの戦争には大影響を及ぼす若し下瀬火藥でも、民間に所有するものあつて、ヒョット露人の手にでも入らうものあら、それこそ日本は敗けるかも知れぬ。無免許の所有者製造者買賣者を罰する主義で、官でも間に合はずして人民に、其製造を依託する事はある、其人は官許を得て居るゆへ製造所有するも差支あければ、官の許しを受けずして銃砲彈藥を製造し、所有するは、法律が禁じておくものあれば、忽ち刑法上の罪人である、たゞに製造所有するばかりでも、罪人であるのであるか

ら、内々で賣り買ひするものも無論罪人である、しかし、職工が普通通獵銃に用ひるものと心得、主人の命によつて、製造するは罪どあらぬ。

第六章 往來と通信を妨害するの罪

道路橋梁等の往來は天下の往來で、何人も此を通行する自由がある此の通行の邪魔をするといふ法はない、電信電話郵便でも同じ理で假令人民の私有地に架設せられようが、政府が認めて、天下の往來とした以上は、其所有者でも、邪魔する事は成るまい、それゆへ法律は厳しく此事を規定してある。

一、往來の道路を損壞したもの。
道路といふ中には、橋もあり河も溝も港もある、あんでも此の地

より彼の地に、達する途にあつて居るものを往來といふ、これを損壞するとは、道の中に陥穽を作つて人馬を陥れようとするもの、橋梁を外して河溝を渡れぬやうにするもの、港の棧橋揚り場を壊して置くものを稱していふので、こんな事をされては、必ず往來の妨害にあるは勿論であるゆへ、惡戯から出ようが、惡意から出ようが、刑法は用捨せず罪人とする、それが爲め、往來通行人が負傷死亡でもすれば、又た毆打創傷の罪及び死刑とある。

二、郵便を妨害したるもの。

郵便は國家の事業であるゆへ、一私人が一寸妨害しようとしても出來ぬ、詐欺か威力、それでなければ、集配人に暴行を加へて妨害するか、此三つの方法に依る外ない、それゆへ、法律も偽計威力といふやうな、文字を使つて居る、郵便局員を詐り、又は恐しき権力ある人が、其権力を濫用して妨害するといふ意味で、此外

に郵便妨害はない、此方法により妨害すれば、往來を妨害したるのと同じ罪にある。

三、電信を不通にせしもの。

電信局へ押し寄せ其器械を破り、或は電信柱を折り電線を切斷して、電信を不通にしたものは、罪人として三年の重禁錮に處せらる、元來電信で用を辨じようとする人は、普通の手紙では間に合はぬからで、その妨害を爲すものは、甚だしき大罪と言はねばならぬ、しかし柱や器械を切斷破壊しても、折善く電線は切斷されず、電信が通すれば、罪は一等輕くある。

四、瀛車の通行を邪魔するもの。

貴重なる貨物、生命ある人に乗せて運搬する瀛車の通行を妨害するもので一時の惡戯としても許されぬ罪人である、されば刑法も、其瀛車が假令顛覆せぬまでも、標識を壞り、危險物を軌道に

置いたものは、懲役に處すと規定した、若しそれが爲め、瀛車が顛覆すれば、輕くて終身懲役、乗車人を殺せば、無論死刑に處す

五、航海の安全を妨害するもの。

船は沿岸の燈明臺、及び浮標等によつて、安全に航行する事が出来るのであるに、其燈明臺を消して仕舞ひ、標識を壊るか、又た詐りの標識を立て置くものあら、それこそ毫厘の差千里の遠きに走つて、どんち遠くへ船が走るかも知れぬ、それが基とあつて、沈没するやうの事あれば、生命貨物を海の藻屑と化せしめ、回復の付かぬ事もある、最も夥しい罪人であるゆへ、瀛車を妨害するものと、同罪に問はる。

第七章 家宅侵入の罪

一名住居侵害の罪

吾々の住居邸宅は、吾々の城郭あれば、他人の侵入を決して許さぬ親密の友達同士でも、何か自分が秘密の用でも仕て居る時、挨拶もあぐヌツと入れば、笑ひながらも氣色は悪い、況して知らぬ人が入れば、せれ程感情を害するか知れぬ。刑法の精神は、第一これに重きを置いた、それから第二には財産を盗みに來たものだから知れぬといふ懸念もある。家宅侵入を罪としたのは、此二つの理由あるゆへで、又た種々の區別もある。

茲に心得置かねばならぬは、昵懇の間柄で毎日出入を許しておくものも、此罪にあるかといふ事で、刑法は故なくといふ文字を使つて理由なく入るものを侵入とするので、平生出入するものは、今日は何々用で來たと、一々断らずとも、相當の理由あつた來たものと認め、此間柄では侵入罪とあらぬ事にあつて居る、又た最初入るときは、主人の方で默許の姿であつたに、快よくあき所から、退去を命

じ、其に應じあひときは、此罪に於るかといふに、此場合も罪にあらぬといふ學者が多い、一度黙許にもせよ入つた以上は、侵入とはあらぬ侵入といふ事は、始めより主人の拒むに係らず入るのをいふとの議論である。

一、晝間の侵入。

住居の邸宅、看守ある建物の中へ、許しを得ずして、入つたものは侵入罪として、六月以下の禁錮に於る。若し門戸垣根を破り、鍵を開いて侵入するか、左なくとも兇器を携へて入り、亂暴を爲し二人以上共謀して、侵入すれば、六月月よりは、一等重き罪に處斷する。これらは實に危険千萬の次第であらぬゆへである。

二、夜間の侵入。

晝の中は近所合壁も、皆人が起きて居るゆへ、主人の方でも心強い所もある彼是六ヶ月位の罪にしても差支なきものゝ、夜分とあつては、實に物騒であらぬ、されば刑法も夜間の侵入は一段重き一年の重禁錮に定めた、夜分兇器でも携へて侵入せば、其所爲強盗と五十歩百歩の間にある、又た夜分故なく兇器を持って、入る罪のものでもない情狀最も重きものとして、尙は一等を加重する。

三、皇居皇陵内の侵入。

皇居の尊くして侵す能はざるは、尙は尊き方の威嚴を犯すやうなもので、臣民として尊き方を侮辱するも同様、左なきだに皇居には吾々臣民は常に用のあき御場所あれば、故なく皇居に入る奴は直に曲物と見られても仕方がない、況や門衛看守する人に制止されそれをも聽かずに侵入するやうな、法外の曲物と見るが至當である、ゆへに臣民の侵入を嚴禁し、若し犯せば、普通の家宅侵入罪よりは重く罪せらる、之れと同じ理由で、御離宮、行在所、出入を禁じある御苑、皇陵等にも、故なく侵入する事を許さぬ、侵

せば皇居侵入と同罪とある。

第八章 官の封印を破る罪

執達吏が財産を差押ふれば封印を爲す、收税官が營業者に不都合あれば、營業停止と共に、其商品に封印を爲す、此他種々の注律上の出來事で、官吏は物件や帳簿に封印を爲る場合がある、此封印を破るのを、刑法では、官の封印を破棄する罪として罰を加へる。

一、單に封印を破りしもの

前のやうな次第で、官の處分を受け封印されたものを、單に破つたものは二年以内重禁錮とある、もし其封印を看守するものが、破つたときは、一等重くある、これは其筈で、看守するものは、官の命を受けたものか又は官吏である、其者が破れば、重くあるは當然である。

二、封印を破り其上物を盗み又は破壊したもの。

封印を破つたばかりでさへ、二年の禁錮であるに、其上封印された物を盗むとか、其物をメチャクに破るやうの事あれば、それこそ大變、盜賊の罪にある、又は破つたものは、物件毀壞の罪とある。

三、封印を破り物を盗むを看守者の覺らざる時。

前には看守者が自ら破つたときの事を一寸いふた、其時は封印破壊したもののより一等重くあるのであるが、これは看守者が懈怠して居つて、封印を破つたり、物を盗むものであると覺らなかつた、看守者の處分の事で、看守者に悪意は無くとも、ウツカリして其犯人あるを氣が付かぬ場合、此看守者、懈怠して居つた罪は免れぬ、然し看守者自身が破つたのと、違ふゆへ、貳拾圓の罰金にしてある。

第九章 公務執行を拒む罪

これは一私人として餘り必要なく、又た他の法律にも規定しある事ゆへ、ほんの大体をかいた摘まんで掲げやう。

一、陸海軍將校が出兵を拒むの罪

地方に一揆騒動が起るときは、縣知事は其最寄の聯隊へ兵隊を借りにやる事が出来る、其時將校は相當の兵隊を派遣して、一揆を鎮める任務を負ひて居る、其にも係らず故なく兵を出さぬときは其將校は二年以下の禁錮に處せらる。

二、徴兵忌避の罪。

吾々同胞は二十才にあれば、兵に出る義務がある、其を忌み嫌つて、態く自身に傷を付け、又た詐つて徴兵を免れようとするものは、一年以下の禁錮に處せられ、其上身体検査もせず又

た籤を引かせず、否應ふしに兵役に服さなければならぬ、これは國民の義務を免れようと、上を詐り蔑にした罰である。

三、醫師化學者が診察解剖鑑定に應せざりしとき。

殺人犯などの裁判事件が起つたとき、他殺か自殺か判然せぬ、場合に、醫師をして診察せしめ、又た必要の場合に、死体を解剖する事がある、其時相當の理由なく之を拒んだ醫師はそれ丈の罪がある又た藥物其他鑛物の鑑定を化學者に命ずる事もある、若し化學者故なく之を拒めば、之も醫師同様罪とある。

醫師は此外種々の治療検査を命ぜらる場合あつて、傳染病流行の際、他國より入る船を検査する場合などに、之れらも故なく拒むことは出来ぬ、拒めば罪とある。

牛馬疫病流行の際、獸醫が之を拒むも同罪とある。

第十章 阿片に關するの罪

阿片は支那人非常に之を嗜むも、一度之を吸ふと、其味を忘れ得ず遂ひ其れが爲めに、身體を害するので、日本では之を吸ふ事を禁じてある、元來普通の煙草でさへ、衛生から云へば、善あるとも利はない、況して阿片を吸えば、一度は一度丈け生命を縮めるほど有害物である、それで刑法も之を嚴禁してある。

阿片を輸入し製造し販賣したるもの 阿片は日本にあきものであるから、支那より輸入する、其之を輸入したもの、製造したものの、輸入若しくは、製造した品を販賣したものは、悉く罪をなつて、有期徒刑に處せらる、随分嚴刑である、こんな有害物であるから、嚴してあるたろう。

阿片を吸ふ器具を輸入製造販賣した者も罪とある、然しこれは阿

片其物でなく、阿片を吸ふ道具であるゆへ、幾分か軽くあつてあるが、それでも輕懲役といへば、他の罪に比べては、重い方である。

阿片を輸入した者か税關官吏の場合 阿片の積んである船といふことを承知して、其船を入れ、販賣を許すやうの税關官吏や、自分も輸入販賣を助けるやうな、官吏は其罪一等重い。

阿片を吸ふたるもの 一体阿片を禁じたのは、人身に害ある故で、何も之を吸ふたとして、他人の物を盗んだといふやふな事と、事柄が違ふ、それゆへたゞ吸ふた式では、餘り重く罰するも不憚である、しかし一身の健康は一國に關するゆへ刑法は、吸ふた丈でも罪として、三年以内の重禁錮に處す。

阿片を吸ふ道具を持つて居つたばかりでも、一年の禁錮にある、隠れて吸ふ爲め、内々で座敷を貸したものは、情狀重しとして、

輕懲役に於る、此位法律は嚴禁してあるのを見れば、必ず有害なる事は分つて居る、些細のやうでも、之は注意せぬと、全く健康のみばかりでなく生命にも關する。

第十一章 飲料水を汚す罪

水は人の生活に一時も欠く事の出来ぬものである、それを飲めなくするは、随分曲事といはねばならぬ、で法律はこの所爲を罰する井の内へ、汚穢物を入れて、用ひものにあらなくし、水道の水上に汚穢物を入るといふ事を禁じたので、一年以下の禁錮に於る、然しこれにも區別あつて、たと水道や井の水を汚して用水にあらなくしたばかりでは、一ヶ月の禁錮と、五圓の罰金であるが、人身に害ある藥物を用ひて、飲料水を變質せしめ、腐敗せしめたものは、一年の禁錮と、參拾圓の罰金とある。

第十二章 傳染病に關する罪

激しき傳染病は、一時間内に幾十人といふ死人を出す、非常に豫防法を嚴しくせぬと、そんな事に於るゆへ、傳染病豫防規則を設けて之を守らせる、それを守らぬ者を刑法で罪としてある
傳染地より他に入りたるもの、傳染病流行地を通過して來た船舶は、或る時日を限つて上陸を許さぬ、之を檢疫といふので、此の檢疫の濟まぬ内、もし濟んでも三週間や一月は海中に碇泊させておく此規則あるを、無視して上陸したものは、一年以下の輕禁錮と、貳百圓以下の罰金とある、人ばかりでなく荷物を上陸したのも同じ罪である。
もし官吏が承知して上陸をさすれば、其の官吏は一段重き罪に於る。

海を通航した外に、内地にあつて、旅行地より他の地に許しなく
通行するも此規則違反として、罪とある。又た獸疫でも同じ理由
を以て、罪とある。

第十三章

危害品製造規則に

反するの罪

火薬劇薬毒薬爆發物は、之を危害品をして、行政上其製造規則を設
けて、危険のあきやうに取締を嚴にしてある。そして、必ず此等の
危険物を製造するには、官許を得て製造せねばならぬ。
官許を得ず危害品を製造したるもの、官の許しを得ず、火薬其他の
危険物の製造所を設置したものは、未だ製造に取り掛らずとも、
製造所を設けたのみで罪とあり、罰金を取られる。
但し官許を得たるものにてても、其危険豫防工事を施さずして、製

造したるものも罪とある。蓋し官許を得たればとて、近隣の迷惑
とある以上は、之を充分豫防せねば、其取締りは何の故あきもの
とあるゆへで、これは官許を得ぬものよりは幾分罪は輕い、官
許を得ぬものが貳百圓の罰金あれば、それより一等は輕くあつて
居る。

第十四章

無免許醫師の罪

醫師として人の診察治療を爲すものは、内務省の醫術開業試験に及
第するか、醫科大學を卒業するか醫學專門學校(官立)の卒業者であけ
れば開業醫とはあれぬ、兎も角内務省より開業醫の免状を受けての
ち、始めて醫師として人の治療をなす事を得るのであれば、此免状
なしに人を治療すれば、無免許醫であるゆへ、法律は之を禁じて無
免許醫師は拾圓以上百圓以下の罰金に處するのである。

無免許醫が誤つて人を死傷に致したる場合、無免許醫師は治療の方法を誤つて、病人を死なしたるときは過失殺傷の罪と同じく貳百圓までの罰金で、癡篤疾にして不治の片輪物としたときは、百圓までの罰金で、入牢とはあらぬ、斯く罰金のみで済むは、寒村僻地で他に開業醫のなき場合などに多くあるもので、頼んだ方にも幾分か罪があるゆへ、醫師ばかり罰するもつりあいが取れぬ故である。

第十五章 賭博富籤の罪

世には自分の金銭を賭して、損益共に自分だけに限るゆへ、博奕を禁ずる法はないといふ人もある、が然し之の風は善良なる人民を懈け者にするといふ、大なる罪があるので、法律は禁じてある、また此論は實際日本には行はれぬ。

一、賭博を開き博徒を集めたもの
 通常親分といふものゝやる事で、場所を貸し寺銭を取り、衣食するものゝ罪を定めたので、尤も親分であく、誰れでも寺銭を取り場所を貸し、博徒を集めたものは、一年以内の禁錮と、百圓以下の罰金に處分さる。

二、博奕を爲したもの及び家を貸したものの
 金銭を賭けて勝負をするものや、博奕をする事を知つて、家屋を貸したものは、彼の親分よりか、幾分輕き罪とはあるが、六ヶ月以内の禁錮と、五拾圓以下の罰金に處せらる、但し、飲食物を賭けて遊びにやるものは無罪である、博奕をば、長半テンサイ花牌其他あんでも、金銭を賭け勝負の付くものを指す。
 富籤も戯れ半分に、飲食物にするあれば無罪であるが、博奕同様に金銭を賭けて、其籤の當り外れにより、勝負の付くものあれば

之れも博奕を爲したものと同罪である。
直接に金銭を取引せざる、帳面はふといふものでも、矢張り賭博罪の現行犯である。

第十六章

神社佛閣に不敬を爲すの罪

神社佛閣墓所、其他信仰上人の禮拜する場所に、公然不敬の所爲を爲せば罪とあり、貳拾圓までの罰金を取らるゝ、若し説教拜禮を爲すに際し、妨害したるものは四拾圓までの、罰金である、一體神社佛閣、其他人の禮拜する場所は、其場所が尊いのであり、其靈が尊いのである、此を信仰するは無論宗教より出でたる事にて、之を信ずるにより、安心立命の地位を得ようとする、未來の立脚地を祈る場所で、憲法にて信教の自由を許した以上は、刑法でも此等を保護

しなればならぬ、何れの國でも、宗教上此保護はある、よし法律が保護せずとしても、宗教心ある以上は何人も斯る不敬の所爲をなすものを惡む、嘗て明治二十二年憲法發布の當日、森文部大臣が、西野文太郎に、弑されたのも、森大臣が地方巡回中、三重縣に到り伊勢の大神宮に不敬を加へた、日本人として伊勢の大廟に不敬を加ふるものは大臣であれ、誰れでも許さぬといふ、日本人の特性より出でたので、人心の販する所であれば、刑法も相當の罰を設けたのである。

第十七章

死屍を毀棄し及び墳墓を發掘するの罪

死屍を棄て墳墓を掘るなどは、人情よりしても許す能はざる行爲で特に仁義を重んずる我邦ではこんど、悪人はあいまでも、刑法に規

定したは、相當の事であらう。

一、埋葬すべき死屍を棄毀したもの。

吾人が一旦生命を失へば死屍である、此死屍は相當の禮を吊ふは古へよりの禮法として、吾人が勤めねばならぬ事にあつて居た、然るに無法にも死體を毀損し、之を棄てるを以ては、言語同斷、決して同胞といはれぬ、鬼か惡魔といはねばならぬ、刑法は用捨なく一年内の重禁錮に處すとしてある。

二、墳墓を發掘したものゝ處分

一旦死屍を葬りて其靈を祭つたものは、墳墓である、それを發掘して、中より棺や屍を見はすまは、之れ以て無道である、況や其見はれ出でたる屍を毀棄するを以て彌々以て人情に遠ざかるが故に三年までの重禁錮に處したは、蓋し相當の刑であらう。

三、疑問 人の遺骨は有價物とあるや。

これは迷信家が、腦骨を飲めば、如何なる難治難症も癒るを以て聞いて、金を出して他人の遺骨を發掘する場合に起る、斯ういふ事もあるので、墳墓と共に遺骨は、相續人の財産であると、法律は判定してある、されば、其遺骨を掘つた行爲は、單純の、墳墓發掘罪であく、其遺骨を得んが爲め、手段に過ぎないとして、之を竊盜罪としたは、明治二十六年以來有名ある判決にて、今も其の判決によつて裁判をする。

第十八章 農商工業を妨害するの罪

るの罪

農商工は國の基本で、この三つを指して實業の最も重なるものとして、一般の尊重する所とあつて居る、政府始め種々の手段方法を以て、之を奨勵してある今日、此を妨害するを以ては、以ての外で、所

謂間接に吾人の生活を妨害すること等しき事である。其妨害者こそ捨て置く譯に行かずとて、刑法は之れ等の妨害者を懲さん爲め、數ヶ條を設けて其罪を、明かにしたのである。

偽計威力を以て日用品の賣買を妨害したるもの。
偽計とは、詐欺的計畧といふ事、又た威力とは威權を振つて弱者に對するか、腕力を以て弱者に對する事、これらの手段を以て、穀類其他吾人生活に必要ある日用品の賣買を妨害したるものは、六ヶ月以下の重禁錮と參拾圓まで罰金に處せらるゝ。

糶賣入札を妨害したるもの。
これも偽計威力を手段方法として、妨害するものをいふので、三月内の重禁錮と貳拾圓までの罰金に處せらる。

農工業者を妨害したるもの。
矢張り手段は偽計と威力とを以てする事を要する、其處分は前項

と同じであるゆへ、詳しくは述べず。

同盟罷工的行爲をさせる雇人の處分。

農工業者の雇人が、賃金の増加をなさしめん爲めか、又は農工業の景氣を變動せしむる爲め、偽計威力を以て、雇主や他の雇人の職を妨害したるものは、六ヶ月内の重禁錮と、參拾圓の罰金に處せらる。この場合は何れも一人であく、數人團結して所謂同盟罷工的行爲に出づるが常で、數多の工場で吾人の屢々目撃する所である同盟罷工は多く雇主に對して、賃金を増せといふのであるが、數多き職工雇人の中には、現在の賃金に甘んじて、職に就いて居るものもある、その雇人をも脅びやかし、汝も仲間に入らずは、其まゝに捨て置かぬと、其穩當なる雇人までも引き込む總てを稱して同罪とした。

右と反對の場合の罪

右は雇人より雇主に對して妨害する場合であるが、反對に雇主が賃金を減じようとして、雇人等を偽計威力を以て其職を妨害する事もある、銀主と労働者の關係であるゆへ、賃金を下げずば、以後は雇はぬとか、前貸を早速に返済しよとか、難題を仕掛けて、賃金を減少しようとする行爲で、其の處分は前の場合と同じである。

前の場合は、諸物價が昂つたに係らず、元通りの賃金あるゆへ、職工雇人の困難の場合で、後の場合は、不景氣で諸物價の下つたに係らず、賃金のみ高い場合に起る問題であるが、何れも穩かあらぬ、事で、風紀上經濟上捨て置かれぬ事柄あるゆへ、斯くは規定したる次第である。

虚偽の風説を流布して日用品の相場を變動せしめたものゝ處分

世の中にあんの變遷もあきさに、自分の野心から何事かあるやうに

風説を立て、日用品の相場をくくるはせるものは、米商あきにはよくある奴、これは直ぐ消へる風説ゆへ、百圓までの罰金だけである。

第十九章 官吏瀆職の罪

瀆職といふは、其職に在りながら、正當に職務を執らず、其職を怠るか、濫用するか、其職にあるまじき行爲を爲して、官吏公吏たるの面目を瀆がし、延べて政府の威信に關する行爲ある官吏公吏を罰する規定である、此中官吏公吏が公益を害する罪と、官吏公吏が人民に對して、其職を濫用する罪と、官公吏が財産を竊取するとの三つを含んで居る。

一、官吏公益を害するの罪。

官吏が掌る法律規則を施行せざる場合

官吏と雖も一人で、何事も爲す事は出来ぬゆへ、其主管事務即ち自分の預つて居る事務がある。其預つて居る事務に關する法律規則を公布施行せず、又は他の官吏が法律規則を施行せんとするを妨害したる官吏の責任を糺して、官紀振肅を計る爲めの處分で、これは故意過失を問はぬやうであるが、過失の場合は、官吏懲戒法でやられるゆへ、故意の場合のみであらう、六月内の輕禁錮と五十圓の罰金である。

地方官騷擾を鎮撫せざるの罪 選挙競争の甚だしき際や、暴動の起た際に生ずる問題で、古くは加波山暴動、第一回臨時總選挙の時のやうに、警察官ばかりで鎮撫し切れぬ場合に、其地方の長官は、陸軍司令部に要求して、出兵を爲さしむる事を得るは、先きに述べた通りである。然るに此要求を爲さず、暴動を鎮撫せざる時は、其地方長官は、罪とある。

明治十年鹿兒島私學校生徒が、將に亂を起さんとしたる際、時の縣令大山綱良が、之を知り乍ら警察力で鎮撫もせず出兵をも乞はなかつた處爲は、當に此罪に該つて居たが、そのころは、また此刑法の發布にあらぬ前ゆへ此罪には問はざるも、大山は西郷一味のもので、官金を西郷の軍資に流通したので、斬罪にあつた。

官吏商業を営みし場合。
官吏は政府より相當の俸給を受けて、其官職に従事して居るものあれば、他の業を営む必要がないのである。それに係らず、商業をして利を占めようとするは、官吏の本分に背いて居ると謂はねばならぬ。こんな官吏は、官吏の懲戒免職をされた上五百圓までの罰金を處せらる。自由刑を執行されぬのは、元とく懲りより起つた事あれば、罰金を取つて懲らせとの法律の旨趣らし。二、官吏人民に對し職權を濫用し又は惰怠するの罪

この中にも種々あつて官吏收賄も拷問も此部に入つて居る、要するに官吏が人民に對して、不正の行動に及びたるを糺す罰である。官吏其威權を擅にし、人民の爲すべからざる事を爲さしめ爲すべき事を妨害したる罪

今の官吏には服務規律懲戒法があるゆへ、餘り見受けぬが、昔しは随分あつた、何かの情慾から起る場合で罰は輕禁錮である。

豫審判事檢事警察官が犯罪ある場合に保護を與へざるときは、

身体財産に關する現行犯罪があつて、人民より報告を受けたる際は是等の官吏は早速出張して、犯人を押へ被害者を保護せねばならぬ悠々寛々として、一向構はず、現狀へ望まず、相當の處分をなさぬときは、三月以下の輕禁錮に處せらる、其職を盡したと謂はれぬ官吏である。

官吏が不正に人民を逮捕し監禁したる場合

豫審判事檢事警察官は何れも犯人を逮捕し監禁する職權は有つて居るが、此の權は犯罪人に對してのみである、善良從順ある人民に對しては、此の職權は行はれぬ、然るに何んの理由もなく、此良民を逮捕監禁するは、官吏其人に罪ありと謂はざるを得ない、斯る場合の爲刑法は規定を設けて、其官吏を重禁錮に處すとした若し不正監禁十日を重ぬる毎に、一等宛を加へる。

司獄官吏不當に囚人を取扱ひし場合

不正に囚人を取扱ふとは、監獄規則に背いて、囚人を監禁し、又は出獄せしむべき囚人を、いつまでも獄内に止めて放免せざる場合、囚人に對して、謂れなく飲食衣服を與へず、苛酷の所行に及びたる等の事をいふので、囚人は元と惡人に相違なきも、獄中に謹慎して居る中は、相當の扱をせねばならぬ、然るに前の如き處置をすれば、官吏に曲事がある、其の曲事ある官吏は、三年の

重禁錮で、若し囚人を死傷に致せば、其毆打傷創の罪とある。
 司獄官吏が囚人の監禁を解く場合は期限満ちたるのみでない
 水害火難地震等の天災で獄内に居られぬ時も、解放する事を法律
 は、其官吏に命じてある、此天災の場合に、囚人の監禁を解かさ
 るるときに過つて囚人を死傷に致せば、之も毆打創傷の罪に問は
 る。

拷問の罪

昔しは罪人を糺すに、割竹を以て身体を打ち、水責火責を以て
 随分苛酷の拷問をしたものであるが、現行刑法發布と共に之を禁
 じた、これには來歴のある事で、昔しは何んでも、被告本人の自
 白がなければ、刑罰を加へる事を許さなかつた爲め、拷問をした
 ののであるが、今はたとへ本人が自白せずとも、他に犯罪たるの
 證據さへあれば、それで充分加罰する事が出来るとしたので、從

つて拷問の必要もあくあり、且つ拷問は、殘酷なる仕方ゆへ、無
 實のもので、其苦しみに堪へず、白状するものもあつたので、
 却つて、眞の犯人が出ないといふ點より之を廢し、若し拷問を用
 ひる官吏あれば却て其官吏が罪とある。

三、官吏收賄の罪

官吏が人より物を受けて、それで職務を任ける事は、今の官吏社會
 にも可なり見受けるやうであるが、之は刑法で嚴禁してある、尤も
 物を贈る人がなければ、取る官吏もなき道理である、若しも官吏が
 何々の處分をしてやるから、此れ丈の金をよこせ、其人がいやがる
 に係らず、強奪すればそれは強盜であつて、收賄でない、故に收賄
 罪とあれば、必ず贈る人と受ける官吏と合意の上である、今まで贈
 くる人は無罪で、取る官吏のみ、有罪のやうに思つた人もあろうが
 どちらにも有罪である、で官吏に物を贈るは、何か頼みがあるからで

官吏も亦た金を取つて其頼みを聽くといふ、何れも悪い人のみに相違ない、一体官吏は俸給で澤山の譯であるに、人より物を取つて自分の職權を枉げやうあそぶは甚しき腐敗である、勿論昔しより「地獄の沙汰も金次第」といふからには、收賄行為の止まぬ事は、今も昔しも變らぬ事と見へる、しかし之を防がねばならぬので、刑法は左の區別に従つて罰則を設けてある。

一、普通の官吏が收賄すれば贈賄者も共に一年以下の重禁錮と四十圓の罰金、若し其賄路の爲め不正の處分を爲した官吏は一等重くある

一、民事裁判官が賄路を受け取れば、右よりは重く二年の重禁錮に五十圓の罰金、その爲め不正の裁判をさせば又た一等重くある。

(賄賂を贈つたものも罪とあるは無論であるゆへ以下省く)

一、刑事裁判官檢察官が賄賂すれば、前と同様の罪であるが犯人處分の仕方によつて、其適用に差を生ずる
被告人を曲庇した場合は輕く三年の重禁錮で百圓の罰金であるが若し被告人を陷害して裁判すれば、五年の重禁錮と二百圓の罰金、若し其裁判したる判決が此より重きときは、偽證罪の例に照らして反座さる。

裁判官檢察官は、たとへ賄賂を收受せずとも、被告人の中に自分の惡むものあつて、私情の爲めに、曲庇陷害したる裁判をさせば、前の例によつて罰せらる。

四、官吏其監守せる財産を横領するの罪
世に之を監守盗と稱するもので、官廳の會計を與かる官吏が其自分で與つて居る金錢を竊取する等の行爲を稱して言ふたので、普通人が竊盜をしたよりは、其情狀頗る重きものとして、竊盜罪や詐欺

財の中に入れず、別に項目を別ちて、瀆職の罪に入れた。勿論瀆職も瀆職此の位人非人の瀆職は少ない。

自ら監守せる金品を竊取したる官吏の處分

前に述べた會計官吏や收税官吏が、其官金を竊盜せし場合で、金穀物件と法律は言つて居るゆへ、金銭には限らぬ、あんでも官の物さへ盗めば監守盗とある、しかし他の官吏の監守せるものでは監守盗とあらぬ、あせされれば刑法では、官吏自ら監守せる云々と規定して自分で監守して居る金品を盗まなければならぬ、他の官吏の監守して居るものなれば、普通の竊盜罪とあるのみである、さて此の盗をあさんが爲め、文書印形を偽造變造すれば、官文書

官印偽造變造罪の本文によつて處斷さるゝ。

收入官吏正規外の金穀を徴收したる場合、
收税官吏其他人民より金品を徴收する官吏が、正規外の徴收を爲

したる場合で一圓徴收すべきものを一圓五十錢徴收して、五十錢だけ、其官吏が着服する如き、數の中であるゆへ、一人頭に付て一錢宛でも澤山にある、徳川時代にはよくあつた奴、今日では人民に徴收方法を發表してあるゆへ、滅多にこんな事は出来まいが若しあるとすれば今は品物を徴收する事少ないゆへ、随分澤山の胡麻化しも出来よう。

戦時の際米麥を徴發するが、あれは全く徴發であく、賣買であるゆへ、多少の不正があつても、正數外の徴收といふ事は出来ぬ、従つて本條により罰する事もあるまいと思ふ、本條は重に年貢取り立ての官吏に當て倏める罰文らしい。

五 本罪の疑問と實例

官吏に囑托の始めは、何等の契約を爲さず、後に報酬として、贈りたるは收賄罪とある、官吏收賄の罪は、始め依頼を受くる際、

物を受ぐるが、契約をあすによりて成り立つ、故に後日に至りて報酬として金品を受くるは、本罪を構成せず。

第五編 信用を害するの罪

第一章 貨幣を偽造變造するの罪

貨幣とは現に通用して居る、金銀銅白銅貨及び紙幣等の通貨を指した言語で、日本政府が發行した貨幣のみではない、たとへ外國の貨幣でも、日本國內に通用してさへ居ればよい、横濱あたりではまゝある事で、外國の貨幣を通用させてゐる、それでも貨幣偽造罪とある。

偽造罪と刑法では命名してゐるが、偽造ばかりではなく、變造といふ事も此罪の中に論じてある、この偽造と變造といふ事は、文書偽造に付ても、印影其他證書偽造に付ても起る文字であるゆへ、學者はみる次等では無いが、少しく其區別を説かうと思ふで、此偽造變造の事を見分けると、見分けざるにより甚だしく罰の上に區別があ

るからで、偽造と變造とは、其適用が違ふも。一つ讀者の腦に確
 と染みて貫ひたきは、偽造罪と詐欺取財罪とは、餘程關聯して離れ
 難き關係のあるものゆへ、之れをも併せて頭腦に入れてはしい。貨
 幣あり文書あり偽造變造の罪を犯せば、必ず其裏に詐欺といふ事が
 含んで居る、寧ろ偽造變造と詐欺とは、因果の關係があるかも知れ
 ぬ、勿論此の關係である、偽造變造する人は皆強慾非道の者で、
 詐欺取財の手段として、行ふものが多し罪人の多くは非道の金銀を
 貪りたいばかりで、此等の大罪を犯すので、財産に關係した罪は悉
 く慾心より起つて意趣遺恨より起るものは少くさい、全く不義の富
 貴を貪る極悪非道の人非人である。
 之より偽造變造とはほんちんちんものであるかど、一應説明しよう、偽造
 とは全く新らしき材料に、或る製作を施して眞物に似せたものを作
 る事、變造とは、眞物を土臺として、其上に或る工作を施し、とし

て眞物の信用を害する、之か變造である、この簡單なる區別が、
 學者の説であるが、この事を何人にも判り易く、例を以つて説かう
 に。
 偽造は寶貨以外の物件若くは一旦寶貨の原体を失へたる物件を材料
 として新に寶貨に酷似したものを製造したるものゝ行爲であるから
 洋銀を本銀のやうに見せ掛け、それへ五十錢とか二十錢とかの作を
 するか、さもかくばもと五十錢の銀貨には相違なきも磨滅して逆も
 銀貨の通用しきものに、何か一寸目立つた事をして矢張り眞正
 銘の銀貨のやうに見せ掛ける又た變造とは少しく之と違つて、貨幣
 には相違なきが、種々細工を施して、十圓の金貨あれば、其金を削
 り、二圓か三圓のものとし、そして五圓金貨であるやうに、價を減
 少するか、左もかくば、三十錢銀貨に鍍金をしたり、或は色を着け
 たりして、もとの貨幣よりも澤山値打のあるやうに見せかけるのを

變造といふてをる、眞面目を言語でいへば、前さにもいふ通り、偽造とは、寶貨以外の物件、若くは一旦寶貨の原体を失へたる物件を材料として新に寶貨に酷似したるものを製造する行爲、又た變造とは、貨幣の外觀を存して、之れが、實貨を滅殺し、無垢の貨幣と想像せしめ、若しくは、劣悪の寶貨に鍍金着色其他凡て詐欺の仕業をなし、そして原との貨幣よりも高價であるといふ外觀を装るもの取りも直さず、眞正の寶貨を利用して、別に他の寶貨らしきものを作り出すのを變造行爲といふてをる。

斯ういふ理屈であれば、偽造の事を一口にいへば、鉛の上に錫をかけて、銀貨と見せるも、又た眞鍮に鍍金をして金貨と見せるも同じく偽造であるが、變造の方が却て六つかしい、金銀貨銅貨のやうなものを買スリで削り、そして一圓の金貨を五圓にするも變造、又た一つの方法は、三ヲ五に變へて、三百圓を五百圓とするのも變造で

兎も角眞正の貨幣若くは紙幣の値打を變造する事である。さて貨幣偽造變造の罪は、どんな場合に成り立つか、その一般の要件といふものを擧げよう。

先づ第一には、日本國內で、通用して居る貨幣であければならぬ、通用してさへ居れば、外國の貨幣でも構はぬ、第二には偽造變造をし、それから、其外外國より偽造變造の貨幣を内地に輸入し、それを受取り納め、そしてその偽造變造の貨幣を使ふと、其使ふ了見は變造偽造の貨幣といふ事を知つて使用するとの事が揃はなければ、此罪は成り立たない。

一、内國通用の金銀貨紙幣を偽造變造して行使したるものゝ罪
金銀貨は疑ひなければ、紙幣といふ中には、彼の銀行を以て發行する兌換券をも含んで居る、刑法では行使したるもの、若しくは行使の目的を以てと規定せるを以て、偽造變造したばかりでは

罪とあらぬ、又た行使の目的でなく、美術家が参考の爲め、偽造
 變造しても罪とあらぬ、結局偽造變造するは、行使して人を欺か
 うとの目的がなければ本罪を構成せぬ、此目的を以て變造偽造し
 たるものは、無期徒刑又は輕懲役に處分さるゝ、此目的で變造偽
 造して未だ行使の運びにも、又た偽造變造の貨幣が出來上らぬと
 きは、未遂罪として罰せらるべし。
 内國に於て通用して居る、外國の金銀貨を偽造して行使したるも
 のも、右と同罪とある、但し、變造して行使したるものは、二年
 以上五年以下の重禁錮ゆへ、此點は内國の貨幣變造よりは輕い又
 た外國の紙幣の事を規定せぬのは、紙幣は國を異にして、境を超
 せば、元とく、實價のあきものゆへ自然通用せぬとの點より之を
 省いたであらうが却々そうばかりに限らぬ、依つて改正刑法草案
 は紙幣又は兌換券の文字を入れて、矢張り之を規定して居る。

二、銅貨を偽造變造したるものゝ處分、

銅貨は金銀貨や紙幣ほど價の尊く高いものゆへ、一度に一萬圓も
 二萬圓も偽造するは、面倒で、又た實際例にあいて、罰を輕く
 し、輕懲役とし、變造したるものは、三年までの重禁錮とした。

三、偽造變造備進行爲をなしたるものゝ處分法

準備とは偽造變造を爲す器械藥品を揃へるとか、職工を雇入ると
 か、又た製造の場所を作るとか、種々様々の事柄を含んで居る、
 法律家に言はすれば、豫備着手ともいふべき事をいふ、之れ等を
 一々説かうと思ふ。

偽造の器械を豫備して未だ着手せざるもの、これは印刷器械や、
 何にや彼の道具立をして、また偽造に手を着けたい事で、これ
 丈で發覺するか、前きに述べた本刑より三等を減じられる。
 着手しても未だ成らざるもの、器械其他の豫備既に整ひ、偽造を

始めたが、また偽造貨幣が出来上らぬ事をいふたので、此時に發覺すれば、本刑より二等を減じらる。出来上らぬ内は、何人をも之に欺かれたものもあく、それは社会に害を流さぬといふ點より軽くしてある。

偽造變造既に成つても未だ行使せざるもの、偽造變造の貨幣が既に出來上つて、いざ使ふとして、また使はぬ内に發覺したる場合に其時は本刑に照して一等を減ずる、これは餘程危険の場合に立至つて居るものは、斯くの如く、贖物が出来て居る以上は、間がよくば何時人を胡麻化して、其の偽物を使ふか知れぬ、こいつは前の場合よりも、頗る惡むべき奴であるゆへ、僅か一等しか減じぬ。

本來よりいへば、刑法で未遂犯といふ事を認められた以上、是等の準備行為は、未遂犯であるゆへ、細かに記くの必要がないのである

が、偽造變造は、餘程入り組んで面倒ゆへ、右の如く區別して、

普通の未遂であくしたのである。

四、情を知つて雇はれた職工の處分

偽造するのである、變造するのであるといふ事を知つて、其雇人どあつて偽造變造の職工は、多くは無賴漢で、そして足元を付け込んで、高き賃錢と貪り、且つ自分も偽造物を使ふといふ野心のある奴あれば充分懲らしてもよい、然し發頭人よりは罪は軽い、そこで刑法も前數條の記した本人よりも、それ／＼偽造貨幣の種類に應じて、一等を減ずる事にした。

職工とまでは行かず、職工の下な働きをした奴は、職工よりも罪は軽い、そこでこんな雜役者は職工よりも又た一等か二等を減じて罰する。

五、情を知つて家屋を貸したものの

これも偽造變造の同類である。たとへ自分で手を下さずとも、其情を知つて、自家の座敷を貸したり、家を貸したりするものは本人と散て輕重あきものゝ、或は中には、多分の報酬が慾しさに、房屋を貸し與へるものもあつて幾分か、本人よりは恕すべき點あるを以て、刑法は各本條に照し、本人の受くる刑より二等を減する事とした。

六、偽造變造の貨幣を内國に輸入したるもの、偽造變造の貨幣を日本領地内に輸入したるものは、偽造變造したもの、少しも異あらぬ處がある、偽造變造の最終の目的は、其貨幣を以て、人を胡麻化するのである、して見れば内地で偽造變造せずとも、其贖物を内地に輸入さへすれば、罪は同じで、内地で偽作すると少しも違はぬ刑法はこゝに目を注ぎ、内地で偽造變造した者と同罪にした。

輸入といふ事は、外國より日本に持ち込む事であるから、税關設置線内に入らなければ輸入とあらぬ、日本領海内に入つた計りでは、未遂罪とあるも、既遂とはあらぬ。

七、偽造變造の貨幣たる事を知つて、之を取受し行使したるものゝ處分
これは自分で偽作した譯であら、他人の偽作に係るものではないが、其偽物といふ事を知つて、之を受取り他の者にも渡し、そして使つた者は、自分で偽造變造して行使したものよりは、幾分宥す所もある。其者よりは二等を減する事にあつて居る。また受取つたばかりで、使用しなかつた際には、三等を減する。

八、始めは偽造變造とは知らずに受取り、後に之を知つて使つたものゝ處分、
貧乏者や慾張者には往々ある事、始めは全く變造偽造の貨幣とは

知らずに取りつたが善く見れば、眞赤を偽物といふ事が分つた
 しかし、之を使はぬと他に一文もないといふて相手何人やら判ら
 ぬといふ場合、或は又た慾張つて、自分さへ知らずに取り取る位であ
 れば、他人も判るまい、よし來た、己も一番釣銭儲けをしてやる
 うあどゝ悪心を起して使ふものがある、これ等は自分より進んで
 偽造變造して使用しようといふものよりは甚しく其精神に於ても
 區別があるゆへ、刑法も餘程寛大の處置として使つた偽造貨幣の
 二倍丈の罰金を取る事にした、これに入牢を申付けぬのは、元と
 く慾心より起つたゆへ、金銭上で苦しめてやらうとの旨趣であ
 る。

九、行使する前に官に自首を志したるもの

社會を害せざる内に自首すれば、夫れ程の害はない、犯人の心中
 に於ても多少憐むところもある、自首は成るべく政府の望む所で

あるゆへ、貨幣偽造罪に付ても、刑法は非常に希望して居る。

貨幣を偽造し變造し、又は輸入し取受しても、之を行使しさい中
 に官に自首したものは、本刑を免してやつて、僅かに六ヶ月以上
 三年以下の監視に付す位で事を済ましてある、これは前にも言ふ
 通り、少しも其れが爲めに、胡麻化され、欺かれて害を蒙つたと
 いふ人がない内だからで、後來を戒めて其犯人を善心に立ち還ら
 しむれば、國家刑罰權の目的が立つゆへで、若し職工雜役房屋を
 給與したものが、自首すれば、全く刑を免して、監視も付けぬ、
 ほんの口頭の設諭位で事が済む、國家の恩典といふものは宏大の
 ものであるう。

十、偽造變造の貨幣を甲地より乙地に運送したもの、又は他國に輸

送する目的で一時日本に上陸したものゝ處分
 これは刑法の明文にない問題である、刑法では單に偽造變造の貨

幣を内國に輸入したる者と規定せるがゆへに、たとへ情を知つたにしろ、運送人が、甲地より乙地に運送し、又た外國の持ち込む目的で、一時日本の土地に一寸上陸した位では、刑法上の犯罪とからぬゆへ、無罪である。

十一、偽造變造する情を知つて船を貸したものと處分

これは刑法の明文に房屋を給與云々と規定したるより、房屋とは室をいふのであるから、船あれば、房屋といはぬ、そんならたと船を貸したものは、無罪であらうと、故大審院判事の龜山貞義といふ先生が、言ひ出した議論で、實際にも無罪と判決を下した例もある。こんな細かな議論をするならば、有罪説も成り立つ、あせといへば、船にもより切りて、大きな船には悉く室がついてあるといふて差支ないからである。

十二、真物の貨幣と少しも違はぬ貨幣を偽造したるものと處分

これも却々議論のある問題で、真正の貨幣と寸分違はぬ偽造ならば、何も信用を害するといふ事もないゆへ、差支ないではないか。そして真物と同じなら、矢張り真物であるから、誰れも欺されたと思ふまい、之は無罪でよろしいといふ人もある、又た他の人はイヤそうは行かぬ、貨幣は決して一人が獨斷で製造するものでない、真物と雖も、之を罰しなければならぬ、アイヤそうでない政府ばかり貨幣を造る特権はない、真物と同じならば、即ち真物だから一寸でも社會は害を受けぬと、甲乙各々主張して議論は容易に決定せぬが、之に如何なる理屈を付けるも、無罪とするは少し穩かでない、が又た全く真物と同じなれば、偽造とも言はれぬ然し今日は、政府がさもなければ、政府の許しを受けたる銀行で發行するのであるから、一人の製造は許さぬといふ方が穩當で決して無罪といふ事は出来まいと著者は思ふ。

十三、貨幣偽造罪の實例

一、銅貨に水銀を付けしもの
銅貨の命貨紋字紋章を削つて銀貨のやうに見せかけた行爲で、
金銀貨を偽造したものとある。

二、日本銀行を日本銀行とし一圓を一圓としたるもの、
銀を録とし圓を圖としたるは、真正の紙幣とは異なるも、之は
人を欺く事を得れば、矢はり偽造紙幣で、詐欺取財ではある。

三、偽造銀貨を借金の擔保としたるもの
偽造罪は玩弄に使用すれば無罪であるが、何か一つの役に立て
れば、忽ち使用の罪は成り立つ、借金の引き當てに入れたのは
有用に使用したのであるがゆへ偽造貨幣の行使罪とある。

四、偽造貨幣を一の商品として賣買取引したるもの
偽造貨幣の行使は、之を眞實の貨幣として、其れと同等の價に

使用するの意味で、之より以下に（若くは以上の價格でも）一
つの品物として取引し、貨幣としないときは之を以て偽造貨幣
行使罪といふ能はず。

五、五厘銅貨を貳拾錢銀貨にしたるもの、
五厘銅貨に水銀でも付け、貳拾錢銀貨にしたるものは銅貨の偽造
であるが、銀貨の偽造であるかは、刑を適用する上に於て大差
ある、第一問にいふ通り、出來上つた偽造物を、土臺として論
ずるので、貳拾錢銀貨は出來上つた偽造物ゆへ、銀貨の偽造と
あり、銅貨の變造ではある。

第二章 官印を偽造するの罪

刑法で官印と稱してゐるのは、御璽國璽各官廳の役印、
産物商品等に檢印する記號印章、書籍什物等に押用する記號印章、
官吏が職權

を以て押用する認印等を總稱していふ、又た官より發行する印紙郵便切手葉書も此節の中に規定してある。

偽造とは先きに、貨幣偽造罪の所で説いたと同じゆへ、再び説かぬも、盗用といふ事に付ては一言するの必要がある。

盗用とは盜奪して使用するとの二つの意味を含んで居る、盜といふ事は本來不正といふ事で、盗用といへば、不正に印を押捺す事であるがゆへに、押捺すべき人であるものが、不正に押す事で、官印の盗用といへば、其職務にあらざるものが、不正を知りつゝ、權限外の事に押すのである。

官印は使用せずとも、偽造したばかりでも罪とあるし、又た偽造せずとも、使用したばかりでも亦罪とある。

各官印の區別によりて刑を異にするものであれば、それぐ解釋して適用の程度を説かう。

一、御璽國璽を偽造し又は使用したるもの罪

御璽とは一天万上陛下の御印形を指し奉る語で、日本には唯一つしかあり、それを偽造するやうな大悪人は、よもや今迄もあき事ゆへ、將來もありはしまいが若し不幸にして、あつたとき、萬一に備ふる爲め、刑法は特に一條を設けて、此大悪人を罰する個條とした、そして偽造したばかりでも、無期徒刑に處し、使用したのみでも、無期徒刑、偽造の上使用すれば情狀最も重きものとして、一等級加重されるかも知れぬ。

國璽とは日本政府を代表する之も唯一つの印であれば、御璽同様の刑に處せらる、何れも天下を望む大悪黨か、さもあくば、頗る大膽に日本國を賣るやうな、賣國奴の仕業で、滅多にこんを罪人のある筈はあけれぬ、國事犯を犯す奴は、便宜の爲め國璽を偽造せぬとも限らぬ新政を布くには但し都合のよきものであ